

西和賀町総合計画

後期基本計画

(平成25年度～29年度)

平成25年3月

西和賀町

ごあいさつ

平成 17 年 11 月 1 日の西和賀町発足から 7 年と 5 ヶ月が経過いたしました。この間、合併協議会で策定された新自治体建設計画に基づき、平成 20 年 3 月に第一次総合計画を策定し、新しい町としてのまちづくりを進めてきました。

前期基本計画期間中の 5 年間を振り返りますと、少子高齢化の進行による急激な人口の減少や、地域経済の低迷など、本町を取り巻く状況は非常に厳しい状況にあります。このような厳しい状況下においても、7 小学校の 2 校への統合、高速通信環境としてのブロードバンド整備事業、老朽化した沢内病院の建て替えに着手するなど、大規模な事業に着実に取り組みながら、併せて財政の健全化にも取り組んできたところです。



このような前期基本計画の成果を踏まえ、基本構想に掲げるまちの将来像「『産業』『環境』『健康』人が輝き地域の力満ちる町」の実現に向けた取り組みを継続するため、このたび今後 5 年間のまちづくりの基本的な方針となる、後期基本計画を策定いたしました。

全国的な人口減少時代を迎える中、将来にわたり持続可能な新しい時代の西和賀町を作るため、財源の有効活用と行政運営の効率化を図りながら、この計画の実行に全力で取り組んでまいります。

この計画は、2 回にわたる住民懇談会の開催やまちづくりアンケートの実施、公募委員 30 人からなるまちづくり委員会による検討など、住民の皆さまの声を取り入れながら策定したものです。町が目指す将来像の実現には、住民の皆さま一人ひとりのまちづくりへの参加が欠かせません。平成 23 年 9 月には、まちづくりの基本原則やルールなどを定めたまちづくり基本条例が制定されました。この条例の趣旨である参加と協働によるまちづくりを推進するため、さまざまな場面での皆さまの参加とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました基本構想審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました住民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

西和賀町長 細井 洋行

目次

■ 序説

第1章 総合計画について

- 1 総合計画策定の主旨…………… 2
- 2 総合計画策定の基本的な考え方…………… 2
- 3 計画の性格、内容等…………… 2
- 4 計画の期間…………… 3
- 5 策定体制…………… 3

第2章 第一次基本構想について

- 1 まちの将来像…………… 4
- 2 まちづくりの視点…………… 4
- 3 まちづくりの理念…………… 5
- 4 まちづくりの基本方針…………… 5

第3章 後期基本計画の策定について

- 1 前期基本計画における取り組み…………… 6
- 2 まちづくりアンケートの実施…………… 7
- 3 後期基本計画策定の基本的な考え方…………… 8
- 4 主要指標…………… 8

■ 後期基本計画

- (施策の体系図) …………… 12

第1章 重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトの設定…………… 14
- 2 4つの重点プロジェクト
 - (1) 資源活用による産業推進プロジェクト…………… 14
 - (2) 心と身体の健康づくりプロジェクト…………… 14
 - (3) 地域を支える人づくりプロジェクト…………… 15
 - (4) 地域活力向上プロジェクト…………… 15

第2章 領域別計画

基本方針 1 誰もが安心して、その人らしく、健やかに暮らせるまちづくり	19
1 乳幼児から高齢者まで、健康で長生きできる環境づくり	20
2 医療機関の連携による地域医療体制づくり	22
3 障がい者、高齢者福祉の支援体制づくり	25
4 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり	28

基本方針 2 未来を拓き、地域を愛する人を育てるまちづくり	31
1 生涯学習の推進と環境づくり	32
2 未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育	35
3 だれもが参加できる生涯スポーツの振興	38
4 地域の歴史や文化の継承と創造	40

基本方針 3 「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるまちづくり	43
1 農林水産業の振興	44
2 商工業の振興	48
3 観光産業の振興	50
4 6次産業化の推進	53
5 交流と連携による人材の育成	56

基本方針 4 住みよい環境と、安全な暮らしのまちづくり	59
1 安全で快適な交通環境整備	60
2 除雪体制の充実強化	62
3 情報環境の整備	64
4 安心して暮らせる居住環境づくり	66
5 地域の安全の確保	69

基本方針 5 地域を見直し、地域を育てるまちづくり	73
1 自然環境の保全と景観の形成	74
2 循環型社会の構築	76
3 ローカルエネルギーの導入	78

第3章 計画の推進方策	83
1 行財政の効率化	84
2 情報公開と住民参画	86
3 住民と行政の新しい関係づくりの推進	88

■ 資料

1 西和賀町総合計画審議会	93
2 西和賀町総合計画・後期計画策定体制	96
3 計画策定の経過	97
4 基本構想及び基本計画策定根拠	98

序 說

第1章 総合計画について

1 総合計画策定の趣旨

平成17年11月1日、旧湯田町と旧沢内村の合併により西和賀町が誕生しました。合併協議会では、合併後の自治体建設を有効に推進するための新自治体建設計画が策定されています。

西和賀町総合計画は、この合併協議会による協議と合意に基づき策定された建設計画を包含する計画として、本町をとりまく社会経済情勢の変化に対応し、長期的視点に立ったまちづくりを進める上で望ましい方向と目標を定め、住民と共に地域社会の形成と総合的かつ計画的な行政を推進するための町政運営の指針として策定するものです。

2 総合計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の構成

基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

(2) 建設計画を基本とした内容

計画の検討にあたっては、新自治体建設計画を基本とし、地域の将来像やまちづくりの理念、基本方針等をふまえた内容とします。

(3) 行政改革との連動

西和賀町の行革推進方針にもとづく、行政改革と連動した計画の内容とします。

(4) 住民参画

計画策定にあたっては、住民の意見や発想が反映されるように、しくみや場づくりを図ります。

3 計画の性格、内容等

(1) 基本構想

西和賀町まちづくり基本条例第20条第1項に基づき、本町の将来のあるべき姿を展望し、計画の目標年度である平成29年度における望ましい将来像を実現するための施策の大綱を構築するものであり、西和賀町基本構想審議会に諮問し、町議会の議決を経て定めるものです。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、基本的施策を明らかにするものであり、行政改革と連動させたものとします。また、実施計画の基礎になるとともに、施策に関連する各種計画の基礎となるものです。西和賀町基本構想審議会に諮問し、町議会の議決を経て定めるものです。

(3) 実施計画

基本計画に示した基本的な政策目標及び施策の体系等に基づき、計画期間に実施する主要な事業等を示すものであり、行政改革と連動し、予算編成及び事業実施の指針となります。

4 計画の期間

(1) 基本構想

平成 20 年度を初年度とし、平成 29 年を目標年次とします。

(2) 基本計画

前期 5 年と後期 5 年に分けて策定します。後期基本計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年次とします。

(3) 実施計画

向こう 3 か年を保有するローリング方式とし、毎年度、計画の見直しを行います。

5 策定体制

(1) 庁内体制

策定委員会及び作業のための事務局を設置し、職員参加を図ります。

(2) 住民参加

- ① 計画策定に際し、計画原案は必要の都度、西和賀町基本構想審議会条例に定める審議会に諮るものとします。
- ② 住民の意見を計画に反映させるため、地区別に懇談会を行います。また、まちづくり委員会を設置し、住民の意見を吸い上げ、計画検討への反映を図ります。
- ③ その他、各界有識者及び学識経験者から、必要に応じて専門的分野の提言を受けるものとします。

第2章 第一次基本構想について

西和賀町総合計画では、10年間にわたる基本構想を策定し、まちの将来像を「『産業』『環境』『健康』人が輝き地域の力満ちる町」と定め、将来像の実現に向けてまちづくりの基本方針、重点施策に基づいた事業を展開しています。

後期基本計画においても、この基本構想を踏まえたまちづくりの計画を策定するものです。

1 まちの将来像

●まちの将来像 「『産業』『環境』『健康』人が輝き 地域の力満ちる町」

本町は、奥羽山脈に抱かれ、北には国の自然環境保全地域に指定されている和賀岳、南には栗駒国定公園内に南本内岳がそびえ、錦秋湖周辺は湯田温泉峡県立自然公園に指定されるなど、豊かな自然に囲まれています。また、和賀川が町中央部をL字型に貫き、それにつながる多くの川や沢など豊富な水資源に恵まれた地域でもあります。

このような恵まれた自然環境と長い歴史の中で培われてきた食材加工などの地域の取り組みを活かし、安心・安全な食の生産と提供ができる循環型の農林業振興、バリアフリーなどの住環境整備、温泉の持つ多面的な癒しの効果を活用した観光振興と健康教育など、『産業』・『環境』・『健康』をキーワードとした取り組みを展開します。そして、一人ひとりが健康で安心・安全な生活をするに価値を見いだしながら、訪れる人には心と体の安らぎを提供できるまちづくりに取り組みます。

2 まちづくりの視点

●まちづくりの視点 「産業」「環境」「健康」を重視したまちづくり

○『産業』：各産業の自立と連携による6次産業の形成をめざすまちづくり

奥羽山系に抱かれた本地域の気象や地形などの特性を最大限に活かしながら、地域資源への付加価値を高めるとともに、地場産業の振興や起業支援等、『産業』の振興に地域が一体となって取り組むことにより、雇用の場を確保し、若者が進んで定住できる環境を整えて、にぎわいと輝きのあるまちづくりをめざします。

○『環境』：歴史と文化の伝承と自然との共生をめざすまちづくり

環境の世紀といわれる21世紀を迎えて、西和賀町の豊かな自然の恩恵を受けつつ、自然環境と伝統文化を維持・保全し、『環境』を次代に引き継いでいくまちづくりをめざします。

○『健康』：地域と住民一人ひとりの健康・安心をめざすまちづくり

住民が健康でいきいきと暮らせる地域づくりをめざした「生命尊重のむらづくり」や「温泉を核としたまちづくり」の哲学と成果を踏まえ、これからの時代に最も求められている『健康』を重点としたまちづくり」をめざします。

3 まちづくりの理念

●まちづくりの理念 「新しい時代の『結（ゆい）』によるまちづくり」

地域の将来像を実現するため、連携型の地域社会をめざします。

これまで、「結い」は互助互恵のしくみとして、農作業や住居の修復などで住民相互の労働の貸し借りを行うなど、互いに助け合う地域社会を形成し発展させてきた源となってきたものです。古くからの伝統文化が残る本地域においても、「結い」の制度は次第に薄れつつありますが、少子高齢化社会を迎えた現代において、人と人との結びつきはますます重要になってきています。一次生活圏としての行政区の役割を重視し、将来的に地域コミュニティが失われる恐れのある地域に対して、行政をはじめ、町全体で支えていく仕組みづくりが特に重要です。また、人と自然との関係、産業間の結びつき、地域相互の連携もまた欠かすことのできないものとなっています。このため、こうした連携型の地域社会のあり方を「結い」ととらえ、まちづくりの理念として示すものです。

こうしたまちづくりの理念を踏まえ、保健・医療・福祉・介護等の連携、世代間交流による地域の教育力向上、異業種間交流と地域内産業の連携、安心な暮らしを支えるボランティアネットワークづくり、地域資源を活かした循環型社会の構築など、これらを各領域別の施策の方向に盛り込んでいくものとします。

4 まちづくりの基本方針

1. 誰もが安心して、その人らしく、健やかに暮らすまちづくり
2. 未来を拓き、地域を愛する人を育てるまちづくり
3. 「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるまちづくり
4. 住みよい環境と、安全な暮らしのまちづくり
5. 地域を見直し、地域を育てるまちづくり

第3章 後期基本計画の策定について

1 前期基本計画における取り組み

前期基本計画の実施期間である平成20年度から24年度にかけて、将来構想の実現に向けて様々な施策が展開されました。

(1) 保健医療福祉

「だれもが安心して、その人らしく、健やかに暮らすために」では、検診（健診）活動の充実や医療体制の充実、障がい者、高齢者、子育て世代への支援などに取り組んできました。

また、新病院建設に着手したほか、老朽化した町立2ヶ所、私立2ヶ所の保育所の改修なども行いました。

(2) 教育文化

「未来を拓き、地域を愛する人を育てるために」では、平成23年4月に7つの小学校を湯田小学校、沢内小学校の2校に統合し、学校教育環境の整備を行いました。学校の耐震補強、集落公民館整備、図書館車の更新、町民劇場の実施などにも取り組みました。

(3) 産業

「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるために」では、農業生産基盤の整備や商工業者支援、観光情報発信の強化などに取り組んできました。「西わらび」の商標登録、遊休農地解消のための大豆・ソバの生産体制整備、若年就労者の雇用助成なども行いました。

(4) 生活基盤

「住みよい環境と、安全な暮らしのために」では、高速情報環境としてブロードバンド整備による住民向け情報サービスの提供、地上デジタル放送受信施設や携帯電話通話基地局開設による通信基盤の整備を図りました。公共下水道事業は配管整備を終え、簡易水道の統合計画も策定しました。

(5) 生活環境

「地域を見直し、地域を育てるまちづくり」では、自然保護活動の推進や河川保全のための啓発、ごみ不法投棄の防止活動のための監視活動や看板設置などに取り組みました。再生可能エネルギーとして雪冷熱エネルギーの農業施設への導入にも取り組みました。

(6) 計画の推進方策

計画の推進方策では、第1次行政改革大綱の目標数値である実質公債費比率18%以下、経常収支比率90%以下を達成しました。まちづくり基本条例を策定し、情報公開、住民参画、協働のまちづくりのルール化を図りました。

(7) 重点プロジェクト

重点プロジェクトとして掲げた「活力ある産業創造」「若者定住」「子育て支援」「健康（生きがいづくり）」「地域力向上」のそれぞれのプロジェクトでは、「6次産業推進センターの設置」「若者定住促進住宅の建設」「西和賀高校存続運動」など、町が課題としている分野に対して特徴的な取り組みを行いました。

2 まちづくりアンケートの実施

平成 24 年 2 月に、後期計画の策定に当たり、町民の意見や考えを幅広く把握することを目的にアンケート調査を実施しました。満 20 歳以上の住民から 1,800 人を無作為に抽出したもので、989 人（54.9%）の方から回答をいただきました。

（1） 行政施策に対する満足度

現在の町の行政施策について、13 項目の満足度を質問したところ、「概ね満足している」の回答比率が最も高いのは「上下水道整備」（60.9%）、2 番目は「冬期除雪」（52.3%）でした。また、低いのは「農林業の振興」（12.0%）、「商工業の振興」（12.4%）、「観光の振興」（16.8%）となっています。

平成 15 年 12 月に、同様のアンケートを合併協議会が両町村の住民に対して実施していますが、その際に回答比率が高かった項目は、1 番目は「冬期除雪」（50.6%）、2 番目は「消防防災体制」（43.8%）でした。低いのは「商工業の振興」（12.1%）、2 番目は「農業の振興」（12.4%）、「観光の振興」（15.3%）でした。全体的には、わずかではありますが合併前の調査に比べて満足度が上昇していますが、産業分野の満足度が低いのは変わらず、すべての産業で厳しい状況が続いているのがわかります。

（2） 優先して取り組むべき施策

優先して取り組むべきと思われる施策についての質問で「取り組むべき」との回答率の高い項目は、暮らしの分野では「地域医療体制や救急医療など医療体制の整備」（54.5%）、「高齢者や障がい者などへの福祉対策の充実」（43.9%）、生活基盤・生活環境分野では「除雪体制の充実」（51.0%）、「安全な道路環境の整備」（50.4%）、産業・雇用対策分野では「若者の定住化策の充実」（62.5%）、「雇用の場の確保」（59.5%）となっています。

（3） 日常生活で不便や不安を感じていること

日常生活において不便や不安を感じている項目についての質問では、「非常に感じる」との回答が高かったのは、「地域活動の担い手不足」（43.3%）、「空き家の増加」（40.5%）、「遊休農地の増加」（35.3%）となっています。

（4） 地域における自治活動の重要性

地域での自治活動についての質問では、「重要である」との回答が高かったのは、「地域の祭りや伝統行事の伝承」（31.1%）、「地域活動のリーダーの育成」（29.3%）、「公民館など集会施設の整備」（28.0%）、「地区活動に対する行政からの金銭的支援」（27.8%）となっています。

（5） 行政運営の取り組み

効率的な行政運営をするために重要と思われる項目への質問では、「重要である」との回答が高かったのは、「“事業仕分け”などの手法を用いて無駄の排除と効率化を図る」（44.1%）、「民間でできるサービスは民間にまかせ行政サービスを充実させる」（36.4%）となっています。

3 後期基本計画策定の基本的な考え方

後期基本計画の策定に当たっては、基本構想に示すまちづくりの理念や体系、方向性を踏襲しながら、時代の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行うこととします。また、下記の事項を考慮しながら計画を策定しています。

(1) 前期基本計画の評価を踏まえる

担当課による前期基本計画期間中の施策の評価を行い、施策ごとに取り組み内容や効果を検証した上で、今後の方向性を定めた計画としています。

(2) 住民の意向を尊重する

任意抽出による住民アンケートの実施などにより、行政に対する住民の意識や現状認識に対する考えを把握するとともに、住民公募によるまちづくり委員会を設置して様々な角度からのまちづくりに対する検討を行うなど、住民の意向を踏まえた計画としています。

(3) 目標指標を設定する

基本施策ごとに計画期間が終了する平成 29 年度時点で目標とする指標を設定し、計画の進捗状況の把握や進める方向がわかりやすい計画としています。

(4) 住民と行政の役割を示す

基本施策ごとに計画の実現のために住民と行政それぞれが果たすべき役割を示し、まちづくり基本条例の基本原則のひとつである協働によるまちづくりを意識した計画としています。

(5) 各種計画を包括する

基本施策ごとに関連する各種計画を明示し、後期基本計画と各種計画が連動し、整合性の取れた施策運営を意識した計画としています。

4 主要指標

(1) 人口

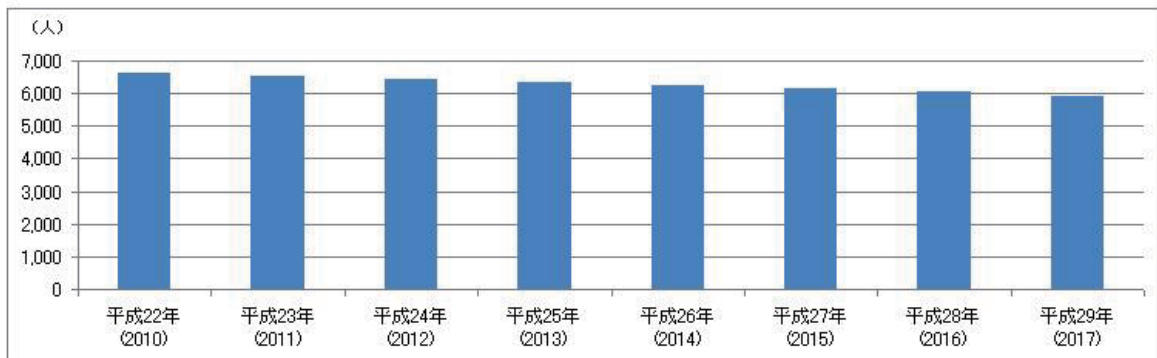
平成 22 年の国勢調査において、町の人口は、6,602 人となり、平成 17 年の調査に比較して 773 人、10.5%の減と、県内において最も高い減少率となりました。人口構成は、年少人口比率(0～14 歳)が 8.3% (前回 10.0%)、老年人口比率(65 歳以上)は 43.5% (前回 39.3%) であり、生産年齢人口比率(15 歳～64 歳)は 48.2% (前回 50.7%) と、初めて 50%を下回りました。引き続き少子高齢化が進行しています。

今後の総人口についても減少傾向は避けられないと予想され、平成 29 年には 5,914 人と、6,000 人を下回る見通しとなっています。

表一人口推計

区分	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
人口	6,602	6,513	6,424	6,334	6,245	6,156	6,035	5,914

注)国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計))に基づく推計値

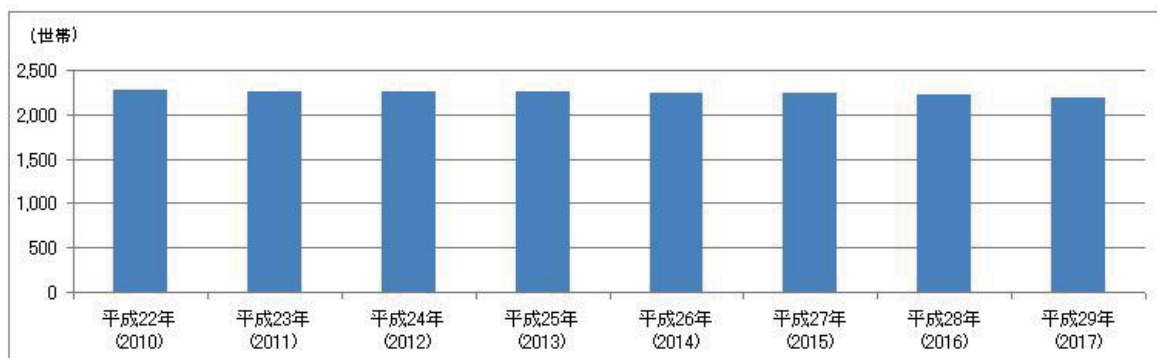


(2) 世帯数

平成22年の国勢調査における世帯数は、2,272世帯であり、平成17年の調査と比較して121世帯の減、減少率は5.1%となりました。1世帯あたりの人口は2.9人(前回3.4人)となっています。これまでの人口減少及び1世帯あたり人口の減少傾向から推計すると、平成29年には2,194世帯になる見通しです。

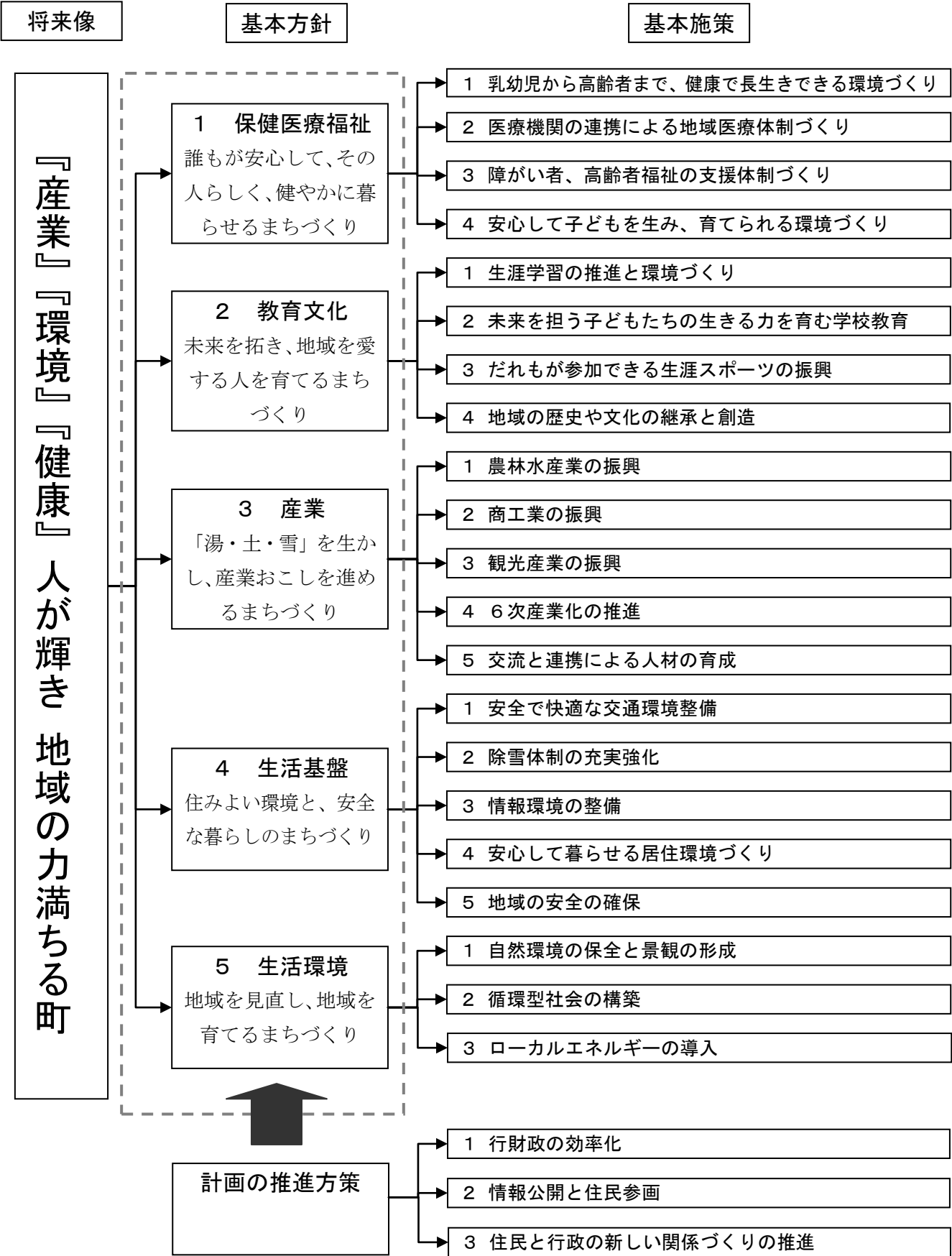
表一世帯数推計

区分	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
人口	6,602	6,513	6,424	6,334	6,245	6,156	6,035	5,914
1世帯あたり人口	2.91	2.88	2.85	2.82	2.79	2.76	2.73	2.70
世帯数	2,272	2,265	2,257	2,250	2,242	2,234	2,214	2,194



後期基本計画

施策の体系図



第1章 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの設定

基本構想に掲げるまちの将来像である『「産業」「環境」「健康」 人が輝き地域の力満ちる町』の実現のためには、領域別計画に掲げる諸施策を相互に関連付けるとともに、課題を明確化し、到達目標を定めて効果的に実施していくことが必要です。

このため、特に重点的かつ横断的に取り組んでいくべき課題を重点プロジェクトとして位置付け、積極的な事業展開を図ることとします。

2 4つの重点プロジェクト

(1) 資源活用による産業推進プロジェクト

西和賀の風土が育むさまざまな資源の価値を見出し、最大限活用して商品化や事業化を図ることにより雇用の拡大や所得の向上につなげ、町を元気にしていく産業にまで成長させていく取り組みを積極的に推進します。

① 西和賀型6次産業の推進

6次産業推進センター及び事業推進の核となる(株)西和賀産業公社が中心となり、各産業の連携による西和賀型の6次産業化を推進する。

② 再生可能エネルギーの活用

森林バイオマス、雪冷熱、小水力などの再生可能エネルギーの活用について調査研究を行う組織を立ち上げ、実用化に向けた検討を行う。

③ 体験型観光産業の構築

まちの豊かな自然や景観を生かした観光メニューの整備やガイド養成による体験型観光を推進するとともに、インターネット活用などによる積極的な情報発信を行う。

④ “山菜王国にしわが”の確立

「西わらび」など、他地域にはない良質の山菜を町の特産品として定着させるため、採取、栽培から流通、消費までの取り組みを整理し、“山菜王国にしわが”の確立を図る。

(2) 心と身体健康づくりプロジェクト

高齢化の進展に伴い、町民が心身ともに健康である状態を継続できるよう、保健医療福祉体制の整備を図るとともに、町民自らが健康な生活を実践できる意識啓発や環境の整備を図ります。

① 新病院の安定的発進

新町立病院が町の中核的医療機関として安定的な発進ができるよう十分な準備と検討を行い、住民に親しまれる病院づくりに努める。

② 保健・医療・福祉の連携強化

新町立病院建設に伴い、保健、医療、福祉の連携強化に向けた新たな保健施設整備と組織

機構の見直しを行う。

③ 健康の維持増進支援

住民自らが生活習慣を改善し、健康な状態でいられるよう、保健指導や食生活改善についての普及啓発を図る。

④ 生涯学習・生涯スポーツの推進

「いつでもどこでも学びたいことが学べる」を基本とした学習内容の充実と、町民がスポーツを気軽に親しみ楽しめる町民総参加型スポーツの推進を図る。

(3) 地域を支える人づくりプロジェクト

まちづくりのためには「人づくり」が大切です。町の将来を担う、心豊かでたくましく自立心を持った子どもたちの育成、西和賀高校の魅力向上による生徒の確保、町をけん引していくべき職員研修の充実など、まちづくりの中核となるべきリーダーや後継者の育成に努めます。

① 次代を担う子どもたちの育成

子どもの連続的な発達を考慮し、保育所から中学校までのそれぞれの機関の連携と交流を図りながら、「生きる力」を育む取り組みを進める。

② 西和賀高校の魅力向上

町内唯一の県立高校である西和賀高校の存続を図るため、高校の魅力を高めながら、地域と一体となった入学者確保運動を展開する。

③ 農業を支える担い手の育成

農業農村振興プランに定める農業塾の活動強化、人・農地プランに基づく青年就農制度の活用等、農業を支える担い手育成に努める。

④ まちづくりリーダーの育成

まちづくりに主体的に参加し地域活動の中核となるリーダー養成や、町の活性化に資する諸施策をリードする職員育成のため、養成講座の実施や主体的な研修に対する支援などを行う。

(4) 地域活力向上プロジェクト

今後も少子高齢化の進行が見込まれる中、災害等の非常時はもちろん、日常生活でも地域の中での助け合いや見守りが大切になっています。コミュニティ活動や地域自治活動を活発にし、地域活力の向上を図ります。

① 地域防災体制の整備

大規模災害に対する対応など現在の防災計画の見直しにより、地域での防災体制の整備・強化を進める。

② 地域コミュニティ活動の活性化

家族形態の変化や人口減少により多種多様化する地域内での課題に取り組むため、地域コミュニティ活動の活性化を支援・推進する。

③ 高齢者等の見守り体制の整備

日常生活はもとより、高齢者等の住宅の除雪や災害時における要援護者の対応など、地域と行政が連携した高齢者等の見守り体制を強化する。

④ 外部人材の活用

国等の施策を有効に活用し、西和賀町に興味を持つ外部人材を積極的に受け入れ、地域活性化に向けた人材として活用するとともに、若年者を中心に定住に向けた支援を行う。

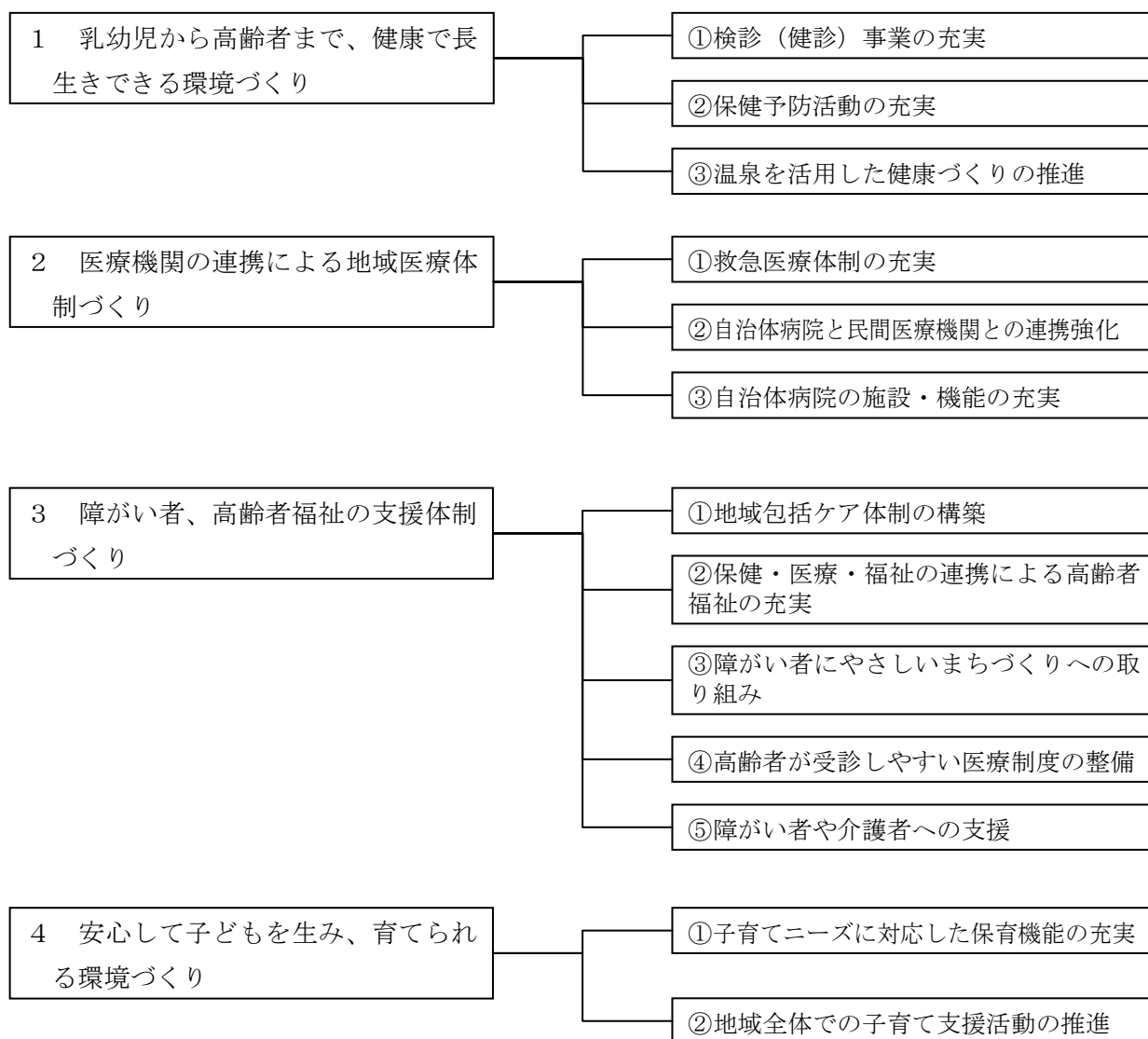
第2章 領域別計画

基本方針 1

誰もが安心して、その人らしく、健やかに暮らせるまちづくり
〔保健医療福祉領域〕

《基本施策》

《具体的施策》



1 乳幼児から高齢者まで、健康で長生きできる環境づくり

(1) 現状と課題

- ① 本町では、各種がん検診を実施していますが、受診率は県平均を上回っているものの、総じて低い状況にあり、受診率向上が課題となっています。
- ② 町民の総合的な保健予防活動として、働き盛り世代を対象に総合成人病検診を実施していますが、生活習慣病が増加傾向にあるとともに、国民健康保険一人当たりの医療費が非常に高い水準となっており、住民自らが生活習慣を改善し、健康づくりをしていく必要性がより一層高まっています。
- ③ 健康相談や各種学級教室事業などにより、町民の生活習慣の改善に取り組んでいますが、特定健康診査、特定保健指導、介護予防といった事業における担当が複数の部署にまたがっていることから、行政内部の連携強化が課題となっています。
- ④ 平成 17 年度から 22 年度にかけて、健康づくり大学事業として温泉入浴指導員の育成などの取り組みを行いました。温泉を町民の健康づくりや観光産業に有効に生かす取組が不足しています。

※ 総合成人病検診

35 歳以上 65 歳未満の住民を対象にした町独自の総合的な健康診査

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 検診（健診）事業の充実

検診の日程の設定などで町民が検診を受けやすい環境を整備することなどにより各種検診の受診率向上を図ります。

また、生活習慣病の予防啓発などにより、働き盛り世代の疾病の早期発見・早期治療に努めます。

主要事業名

- 国保特定健康診査、特定保健指導事業
- 町民健康づくり推進事業（総合成人病検診）
- 後期高齢者等健診事業
- 妊産婦、乳幼児健診事業
- 各種検診委託事業

② 保健予防活動の充実

平成 26 年度に予定されている新病院の開設に併せ、新たな保健施設の整備や組織機構の見直しなどにより、医療と保健福祉行政の連携強化を図ります。また、各種健康診査、特定保健指導及び介護予防事業の担当部門の連携を強化し、健康教室や食生活改善運動などを実施し、発症率の高い疾病の予防活動の充実を図ります。

主要事業名 ○ 健康増進センター建設事業 ○ 健康相談、健康教育、訪問指導事業 ○ 予防接種事業 ○ 子宮頸がん等ワクチン接種促進事業 ○ 地域保健調査会運営事業
--

③ 温泉を活用した健康づくりの推進

町民が気軽に温泉入浴施設を利用できる体制を維持するとともに、温水プールなどの町営施設を活用した町民の健康づくりに取り組みます。

主要事業名 ○ 温泉施設管理運営事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
生活習慣病予防のための特定健診結果に基づく特定保健指導対象者に対する指導の実施率	16.6%	60.0%
全年齢の町民を対象とした健康教室の実施回数	322 回	300 回
健康相談等への参加者数	2,430 人	2,400 人

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 飲酒は適量に留め、バランスのとれた食生活や適度な運動習慣を心がけましょう。
- ・ 進んで検診を受け、疾病の早期発見、早期治療を心がけましょう。
- ・ 健康教室に参加するなどして、疾病予防に対する知識を身につけましょう。
- ・ 事業所は、従業員の健康管理に配慮しましょう。

〔行政〕

- ・ 受診率向上のため PR 方法を工夫します。
- ・ 事業所に対し従業員の検診を実施するよう積極的に呼びかけます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町健康増進計画（平成 19 年度～平成 27 年度）

西和賀町国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

2 医療機関の連携による地域医療体制づくり

(1) 現状と課題

- ① 町の救急医療体制は、救急告示病院としての国保沢内病院が一次救急を担っており、二次救急医療は町外医療機関に依存していることから、町内医療機関、西和賀消防署及び二次救急医療機関との切れ目のないサービス構築が求められています。
- ② 平成 23 年度に県が運行を開始したドクターヘリの活用により、救急患者に対する短時間で高度救急医療の提供が可能となり、救命率向上が期待されています。
- ③ 疾病の予防や早期発見、早期治療のためには、既存の医療資源が有機的に機能することが必要であることから、町内の民間医療機関の医師により病診連携推進会議を設置し、町立病院と開業医、行政と医師の連携を進めています。
- ④ 移転新築準備が進められている新町立病院については、立地場所に応じた患者輸送体制を見直すほか、患者サービスの向上、救急医療の確保、健康づくりなど施設及び機能の充実が求められています。
- ⑤ 地域医療に携わる医師不足が全国的な問題となっている中、本町においては医師体制の整備が遅れており、安定した医師確保が喫緊の課題となっています。
- ⑥ 安全で信頼される医療を提供するために、看護師を含めた医療スタッフの充実を図り、医療の質の向上に取り組む必要があります。
- ⑦ 急速な高齢化の進行に伴い、寝たきり防止や身体機能の維持改善のため、リハビリの重要性が高まっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 救急医療体制の充実

国保沢内病院においては、一次救急医療機関として 24 時間医療体制を確保するとともに、町内の民間医療機関や西和賀消防署、圏域の二次救急医療機関との連携を進めることにより、迅速で適切な救急医療体制の充実を図ります。また、緊急時におけるドクターヘリの円滑な受け入れのため、施設基準を満たしたヘリポートの整備を進めます。

主要事業名

- ヘリポート整備事業
- 岩手中部地域二次救急医療運営補助事業
- 西和賀消防署建設事業

② 自治体病院と民間医療機関との連携強化

病診連携推進会議を継続して設置するとともに、新町立病院と町内の民間医療機関の連携のあり方や町民に提供する医療の内容などについて検討し、効果的な地域医療の確立を目指します。

主要事業名

- 病診連携推進事業

③ 自治体病院の施設・機能の充実

移転新築を進めている新町立病院を中心に、将来的な医療需要を見据えた保健・医療・福祉・介護の包括体制の構築に取り組みます。

医師確保対策として、修学資金の貸与による医師養成事業を推進するとともに、岩手医大や県立病院を始めとする関係機関との連携・協力により、研修医や専門医などの応援医師の安定的確保に努めます。

看護師など医療スタッフの人員を確保するとともに、高度な医療技術を持つ専門職員の配置を進め、職員研修の充実などにより患者サービスの向上を図ります。また、専門スタッフの配置によるリハビリ機能の充実を図り、在宅での訪問リハビリに取り組みます。

透析患者の増加に対応して人工透析装置を増設するなど、地域医療の中核としての機能の充実を図るとともに、経営の健全化・安定化に努め、医療の継続性を確保します。

主要事業名

- 新病院、機械棟、車庫建設事業
- 医師住宅建設事業
- 沢内病院医療器械整備事業
- 医師養成事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
町内医療機関との連携回数 (機械の使用等)	入退院支援 10 人 医療器械利用 20 回	入退院支援 30 人 医療器械利用 50 回
健康教室の開催 (ナイトスクール) 実施回数	—	12 回

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ できるだけ身近にかかりつけ医を持ち、重複受診を避けましょう。
- ・ 病気予防や治療について学習し、生活習慣を改めましょう。
- ・ 応急処置の知識と技術を学び、適切に実行できるようにしましょう。
- ・ ごく軽い症状の場合、早めにかかりつけ医を受診し、時間外を受診を避けましょう。

〔行政〕

- ・ 病気やケガなどの際の救急時の対応方法を住民に周知します。
- ・ 町立病院においては、患者の立場に立った丁寧な対応を心がけます。
- ・ 医療の専門性を活かした町立病院による健康教室を開催します。

誰もが安心して、その人らしく、健やかに暮らせるまちづくり〔1 保健医療福祉領域〕

(5) 基本施策に関連する計画

(仮称) 西和賀町病院経営健全化計画 (平成 26 年度～平成 30 年度、策定予定)

3 障がい者、高齢者福祉の支援体制づくり

(1) 現状と課題

- ① 過疎化や核家族化とともに高齢化が急速に進展しており、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、経済低迷による所得格差などから、在宅での介護力が低下しています。
- ② 施設介護サービスは比較的充実しているものの、施設による介護サービスだけでは限界があり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で支える仕組みづくりとしての地域包括ケア体制の構築が求められています。
- ③ 高齢化に伴う認知症患者の増加により、介護者への負担が増加していることから、関係機関との連携・協力体制の強化による介護者支援体制の構築が求められています。
- ④ 高齢者同士の交流や健康づくりなど、高齢者の福祉向上のため、老人クラブの活動を支援していますが、価値観の多様化などにより会員数は減少傾向にあります。高齢者がこれまで培ってきた知識と経験が生かせるよう、積極的な社会参加の促進と多様な参加機会の提供が求められています。
- ⑤ 高齢者や障がい者の利便性の向上のためのバリアフリー化が求められていますが、公共施設を含め、あまり進んでいないのが現状です。
- ⑥ 高齢者の医療機関の受診を容易にするため、65歳以上の高齢者の医療費の一部を助成する医療費給付制度を継続し、疾病の初期段階での治療の促進を図っています。
- ⑦ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱や相談支援事業所への相談支援事業の委託を行い、障がい者や介護者に対する相談業務を行っています。
- ⑧ 在宅で生活する障がい者については、主な介護者である親の高齢化により、将来の生活基盤に不安を抱えている場合が多く、障がい者の自立や社会参加に向けた支援の強化が必要です。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 地域包括ケア体制の構築

高齢者が健康で安心して生活できるよう地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジメント体系を確立し、介護予防の推進や権利擁護、相談支援など総合的なサービス提供体制の構築に取り組みます。

主要事業名

- 地域包括支援センター運営事業
- 介護保険事業
- 老人保護措置委託事業

② 保健・医療・福祉の連携による高齢者福祉の充実

社会福祉協議会と連携して老人クラブの会員確保に努めるとともに、生涯学習やボランティア活動の支援などにより、高齢者の生きがいづくりを推進します。また、閉じこもりがち

誰もが安心して、その人らしく、健やかに暮らせるまちづくり〔1 保健医療福祉領域〕

の高齢者も気軽に参加できるよう、各公民館単位で健康相談や介護予防事業を開催し、健康づくりと併せた交流の場の確保に努めます。

主要事業名

- 高齢者福祉施設改修事業
- 福祉バス更新事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 老人クラブ活動支援事業
- 敬老記念事業
- 高齢者福祉サービス事業（配食、ショートステイ）

③ 障がい者にやさしいまちづくりへの取り組み

障がい者が、その障がいに応じて主体的に自立をめざし、その人らしく自立や社会参加できるように各種支援を行います。

公共施設を中心に、誰もが使いやすい施設への改修など、社会的、制度的、心理的な面を含めたバリアフリー社会の実現を目指して啓発活動に努めるとともに、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行い、障がいのある方を地域で支える体制の強化に努めます。

主要事業名

- 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業
- 地域活動支援センター事業

④ 高齢者が受診しやすい医療制度の整備

患者輸送車の運行については、新病院の開院に併せて患者が利用しやすい経路への見直しをします。

老人医療費給付事業については、制度の趣旨に沿った事業となっているかを検証し、必要に応じて見直しをしながら制度を継続します。

主要事業名

- 患者輸送車運行事業
- 医療費給付事業（老人）

⑤ 障がい者や介護者への支援

障がい者が地域社会で自立した生活を送るため、障がいの程度や個々の事情に応じた福祉サービスの提供を図るとともに、サービスに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。

主要事業名 ○ 障害者自立支援給付事業 ○ 障がい者福祉サービス事業（配食、移動支援、訪問入浴） ○ 障がい者日常生活支援事業（補装具給付、日常生活用具給付） ○ 医療費給付事業（重度心身障害者、精神障害者、更生医療） ○ 障がい者相談支援事業

（3） 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
要介護・要支援認定者のうち、施設サービス受給者の割合	25.7%	25.0%
介護支援サポーター登録人数* 1	56 人	100 人
認知症サポーター養成人数* 2	1,200 人	1,400 人
家族介護教室実施地区数	—	12 地区
介護予防普及啓発事業参加者数	350 人	500 人
障がい者に係る町内の相談事業所数	—	1 事業所
障がい者に係る相談員配置人数	6 人	6 人

※1 事前に研修を受け、介護施設などでボランティア活動を行ったり、行政が行う事業のサポートをしていただく方の登録人数。

※2 認知症の人とその家族を見守る応援者となれるよう、養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた人の数

（4） みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 認知症や障がい者に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解に努めましょう。
- ・ 地域内のひとり暮らしの高齢者などへの気配りや見守りを心がけましょう。
- ・ 高齢者の知識、経験、技能を地域活動に生かしましょう。

〔行政〕

- ・ 住民の意見を聞きながら、障がい者支援及び高齢者支援に努めます。
- ・ 高齢者の知識、経験、技能を生かす場を提供し、生きがいづくりに努めます。
- ・ 介護予防、権利擁護、相談支援など、総合的なサービス提供に努めます。

（5） 基本施策に関連する計画

西和賀町障がい者計画・障がい福祉計画（平成 24 年度～平成 29 年度）

西和賀町老人福祉計画・西和賀町介護保険事業計画（平成 24 年度～平成 26 年度）

西和賀町地域福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）

4 安心して子どもを生み、育てられる環境づくり

(1) 現状と課題

- ① 町内の保育所は、町営、民営とも建設から20年以上が経過していますが、平成23年度に4施設について大幅な改修を行い、当面現状の体制を維持することとしています。
- ② 保育所入所者数の減少により各年齢階層の入所人数に偏りがあるため、いずれの施設においても異年齢児混合保育と同年齢児保育が混在しています。
- ③ 子どもを安心して育てられる環境づくりのため、保育料の軽減及び3人目以降の保育料免除などのほか、一時保育や病時保育など、多様な保育サービスの提供に取り組んでいます。
- ④ 労働者が安心して子どもを生み育てられる環境を整えるため、育児休業制度に関する普及啓発に努めているものの、制度の普及が進んでいない状況にあります。
- ⑤ 平成23年度の小学校統合に伴い、各小学校の隣接地に学童クラブを移転新築し、学校からクラブへの移動の安全性が確保され、利用者が増加しています。
- ⑥ 小学校の統合により学区が大きく拡大したことなどから、地域での子育て支援に対する情報が不足していることが懸念されます。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 子育てニーズに対応した保育機能の充実

子育て家庭のニーズを把握しながら、延長保育や休日保育など保護者の実情に応じた特別保育事業の導入を検討するほか、病時保育事業についても、必要に応じて保護者が適切に制度を利用できるよう子育て家庭に対する周知を強化します。

主要事業名

- 子育て保育支援事業（学童クラブ、病児保育、特別保育、子育て短期支援）
- 保育料減免事業
- 保育所運営、保育委託事業

② 地域全体での子育て支援活動の推進

社会福祉協議会や教育委員会、地域子育てボランティア等と連携し、いつでも気軽に相談できる子育て支援センターの設置について検討します。

育児休業制度等については、国・県等の関係機関と連携しながら育児休業給付制度や子育てサポート企業に対する税制優遇制度などの普及啓発を行います。

主要事業名

- 医療費助成事業（寡婦、妊産婦、乳幼児、ひとり親家庭）
- 次世代育成支援地域協議会事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
一時保育の実施率	20%	20%
学童クラブ利用登録人数	30 人	30 人
生後 4 ヶ月を迎えるまでの全戸乳児訪問指導実施率	100%	100%

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 子どもは地域と未来の宝、地域全体で見守り育てていきましょう。
- ・ 育児に対する不安や悩みを解消するため、積極的に相談機関を利用しましょう。
- ・ 事業所は育児休業制度を利用しやすい環境を作るなど、従業員の子育て支援に努めましょう。

〔行政〕

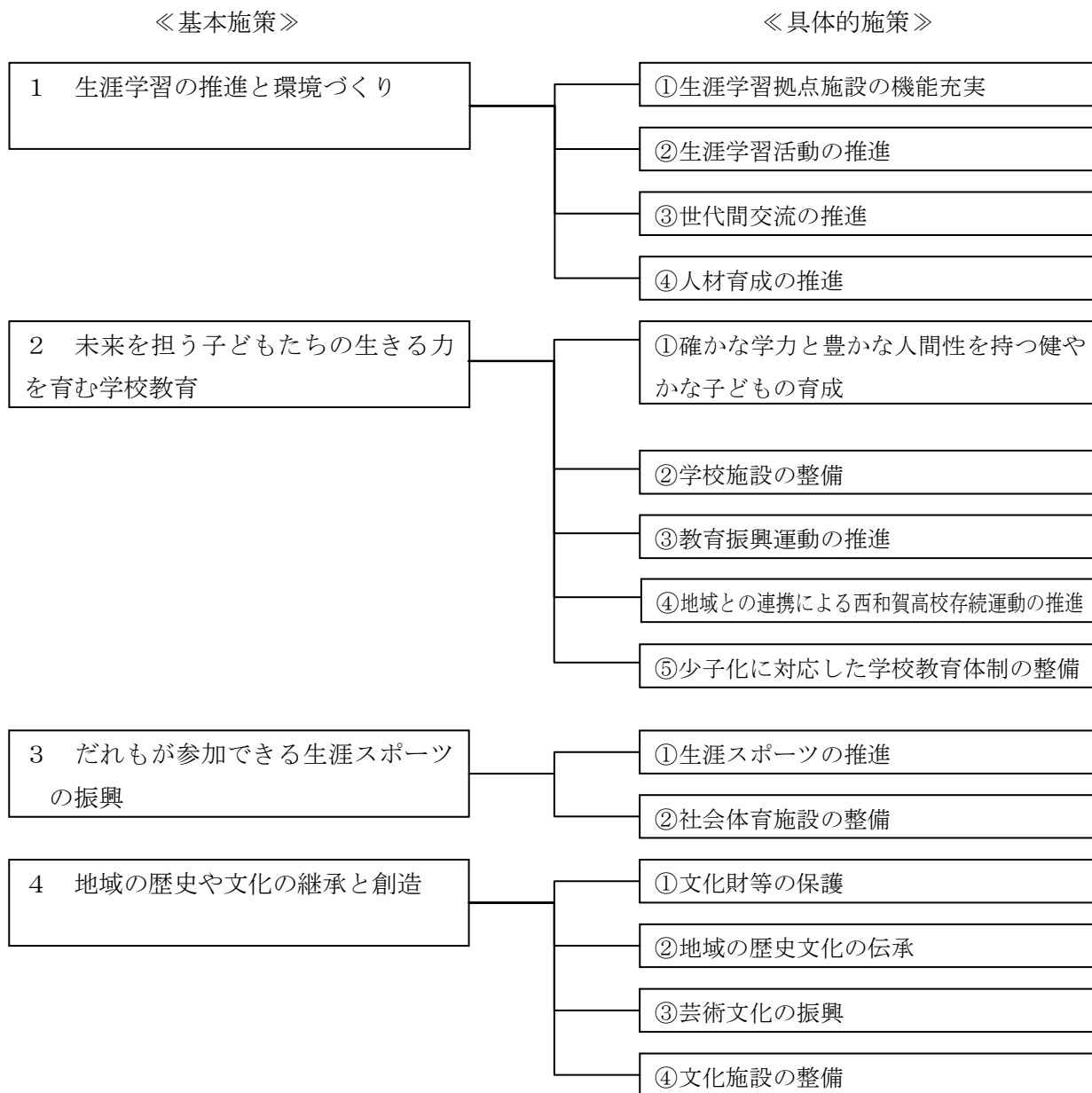
- ・ 子育て支援に関する制度の周知を図り、住民が利用しやすい環境をつくれます。
- ・ 安全、安心な保育サービスの提供に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

基本方針 2

未来を拓き、地域を愛する人を育てるまちづくり〔教育文化領域〕



1 生涯学習の推進と環境づくり

(1) 現状と課題

- ① 住民の主体的な生涯学習活動を支援するため、川尻・太田両公民館内に図書室を設置するとともに、移動図書館車を運行し、町民の読書活動の推進を図っていますが、図書室及び移動図書館車ともに利用が伸び悩んでいるほか、町民の生涯学習の拠点である公民館の老朽化が進んでいます。
- ② 町民への学習機会の提供のため、町民大学、高齢者大学等の各種講座を開設していますが、青少年、女性及び成年向けの学習機会が不足しているほか、各種生涯学習活動の参加者が固定化する傾向があり、新たな参加者の掘り起こしや、気軽に参加できる機会の創出が課題となっています。
- ③ 絵本を通じたふれあいづくりや言語能力の基礎能力の養成のため、乳幼児と保護者を対象としたブックスタートや読書ボランティアによる読み聞かせ事業を行っています。
- ④ 小学校単位で取り組まれている教育振興運動において、各地域の伝承活動や行事を通じて世代間交流が図られていますが、少子化に伴う活動の縮小が課題となっています。
- ⑤ 高齢化による地域活動の停滞が懸念されることから、公民館活動や地域づくり活動を担うリーダーの養成が急務となっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 生涯学習拠点施設の機能充実

各地区公民館の耐震診断を実施し、計画的な改修を進めます。

町民の読書環境の向上のため、町内の二つの公民館に設置されている図書室の蔵書の一層の充実に努めるとともに、蔵書データのネットワーク化などにより利便性向上に努めるほか、移動図書館車の運行体制の見直しや、小学校統合による空き校舎を活用した川尻及び太田両公民館図書室の移転、パソコン教室の整備などについての検討を行います。

主要事業名

- 集落公民館整備事業
- 旧川尻小学校改修活用事業
- 地区公民館耐震診断事業

② 生涯学習活動の推進

各種講座を継続して開設するとともに内容の充実化を図り、住民一人ひとりが生涯にわたって生きがいある人生を送るため、多様な学習機会の提供を図ります。

また、地区公民館単位で講座を開設するなど、より気軽に参加できる体制づくりに努め、新たな参加者の掘り起こしに努めます。

主要事業名

- 町民大学講座、高齢者大学講座開設事業
- ブナの森自然塾さそう館活用事業
- 出前講座開設事業

③ 世代間交流の推進

地域住民が持つ技術、技能、知識等を児童生徒に伝える活動などを小中学校と教育振興組織が積極的に取り組み、世代間の交流を推進します。

主要事業名

- 教育振興運動推進事業

④ 人材育成の推進

住民自らが地域の資源を掘り起こす活動である地元学事業や、町民大学講座などの各種講座を通じ、地域づくり活動のリーダーの育成を図るとともに、各種研修機会の提供などにより、少年、青年、婦人等のリーダーとなる人材の育成を図ります。

主要事業名

- 町民大学講座、高齢者大学講座開設事業
- 地元学地域活動支援事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
地区公民館の利用者数	19,250 人	19,000 人
耐震診断が必要な地区公民館の診断実施率*	—	100%
生涯学習講座の受講者数	1,575 人	1,500 人
町民一人当たりの図書蔵書数	3.5 冊	3.7 冊
町民一人当たりの図書貸出冊数	1.1 冊	1.5 冊

※ 耐震診断の対象となる地区公民館は4館

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 主体的に生涯学習活動に取り組みましょう。
- ・ 家族そろって本に親しむ環境づくりに努めましょう。
- ・ 個人の持つ知識や技能を生涯学習活動に生かしましょう。

〔行政〕

- ・ 住民が生涯学習活動に取り組みやすいよう環境整備と生涯学習メニューの充実に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町教育振興基本計画（平成 25 年度～34 年度）

2 未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育

(1) 現状と課題

- ① 町の未来を担う子どもたちの、基礎的・基本的な知識技能や自ら学び考える能力など、「確かな学力」を育てる基礎基本の定着と、知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を育む教育をさらに充実していくことが重要です。
- ② 不登校やいじめが社会問題となっている中、児童・生徒の豊かな人間性の育成が重要視されており、自然豊かな町の環境を生かした体験活動のより一層の推進が求められています。
- ③ 近年、小中学生の肥満傾向が進んでいるほか、体力運動能力調査では、基礎体力、運動能力ともに県平均を下回る項目があり、児童生徒の体力づくりが課題となっています。
- ④ 町立学校のほとんどの校舎が建設から20年以上が経過し、中には40年近く経過しているなど学校施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要となっています。
- ⑤ 沢内学校給食共同調理場の老朽化が著しく、新築等の早急な対応が求められています。
- ⑥ 平成23年度からの小学校の統合に際し、旧小学校区ごとに教育振興組織が設置されましたが、学校との繋がりが希薄化し、活動が縮小傾向にあります。
- ⑦ 平成23年度からは、^{※1}学校支援地域本部事業を実施し、地域による学校の支援活動に取り組んでいます。
- ⑧ 少子化による生徒数の減少などから、岩手県による県立高等学校の再編計画により、西和賀高校の規模縮小や再編が危惧されており、同校存続に向け、教育振興会及び存続対策委員会を中心に存続活動が展開されています。
- ⑨ 中学校においては、少子化による生徒数の減少によりクラブ活動や学校行事に支障が生じています。
- ⑩ 通学時における児童の安全確保のため、スクールガードを設置するなど、見守り活動への支援を行っています。

※1 教育振興組織

地域において五者（子ども、地域、家庭、学校及び行政）がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携して教育課題に取り組む教育振興運動を実施する単位組織

※2 学校支援地域本部事業

教育活動にかかわるボランティア活動などにより、地域ぐるみで学校を支援する体制を構築する事業

(2) 具体的施策ごとの取組方向

- ① 確かな学力と豊かな人間性を持つ健やかな子どもの育成
 教員の資質向上や読書活動の推進を図るとともに、児童・生徒の自ら考える力を養成することなどにより、基礎学力の向上を図るほか、児童・生徒の人権意識や豊かな感情、郷土愛といった心の教育を推進します。
 また、発達段階に応じた計画的・継続的な児童の体力づくりの推進や、家庭、地域及び学校の連携による食育活動により、健康的な児童・生徒を育てます。

主要事業名

- 中学生海外派遣事業
- 学校図書整備事業
- 総合学力向上対策事業
- 道徳・総合学力授業指導充実事業
- 学校食育連携推進事業

② 学校施設の整備

小中学校用パソコン等教材備品の充実、スクールバスの更新など学校施設の適切な維持管理を進めます。

老朽化が著しい沢内学校給食共同調理場については、検討組織を設置し、運営体制を含めそのあり方について検討します。

また、空き校舎など、活用の見込みが無い学校施設の解体を計画的に進めます。

主要事業名

- 学校給食センター整備事業
- スクールバス更新事業
- 小中学校パソコン整備事業

③ 教育振興運動の推進

五者が連携し、地域の教育課題に取り組む教育振興運動を推進するとともに、学校支援地域本部事業を充実させ、地域全体で学校を支える体制づくりに努めます。

主要事業名

- 教育振興運動推進事業
- 学校支援地域本部事業

④ 地域との連携による西和賀高校存続運動の推進

西和賀高校教育振興会、同校存続対策委員会の活動を支援し、地域と一体化した入学者確保運動を展開するほか、通学費補助等により西和賀高校への通学者に対する支援策を引き続き実施します。

また、有識者を西和賀高校へ講師として派遣するなど、西和賀高校の魅力化に向けた支援を行います。

主要事業名

- 西和賀高校教育振興事業
- 西和賀高校存続対策事業
- 西和賀高校魅力化支援事業

⑤ 少子化に対応した学校教育体制の整備

スクールバス運行体制やスクールガード等地域の協力体制の充実を図り、安心・安全な通学体制の整備を図ります。

将来的な生徒数の推移を見据え、中学校の教育のあり方について検討します。

主要事業名

- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
児童生徒一人当たりの学校図書貸出冊数	88冊	100冊
図書ボランティア登録人数	20人	25人
児童生徒1人当たりの教育用パソコン台数	1台	1台以上
西和賀高校卒業生の町内就職者数	12人	20人
スクールガードの配置人数	23人	25人

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 地域の学校に関心を持ち、個人の知識や技能を提供するなど学校運営を支援しましょう。
- ・ 教育振興運動に積極的に関わしましょう。
- ・ 事業所は町内の学校の児童・生徒の職場見学及び職場体験を積極的に受け入れましょう。

〔行政〕

- ・ 地域資源を活かした学校教育を推進します。
- ・ 地域の特色を活かした魅力ある学校づくりを支援します。
- ・ 安全で快適な学習環境づくりに努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町教育振興基本計画（平成25年度～34年度）

3 だれもが参加できる生涯スポーツの振興

(1) 現状と課題

- ① 社会環境や生活様式の変化に伴い、子どもたちの体力低下への対応や高齢者の健康・体力づくりのためにも、生涯スポーツの役割が大きくなっていることなどから、気軽に楽しめる生涯スポーツとして、ニュースポーツの普及活動を展開しています。
- ② 地区ごとの住民の相互交流や健康増進を目的に、各種スポーツ大会を実施していますが、町民が気軽に参加できる運動機会の拡充が課題となっています。
- ③ 町民体育館等を始めとする社会体育施設の老朽化により、施設改修等の適切な維持管理が求められているほか、特に湯田町営スキー場の索道機器の老朽化が著しく、大規模な改修が必要となっています。
- ④ 平成24年度に整備される錦秋湖湖面のボートコースを有効に活用することにより、ボート競技団体等の町内への誘客を図るなど、ボート競技の振興を図る必要があります。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 生涯スポーツの推進

町民が年齢や性別を問わず体力やレベルに応じたスポーツ活動を楽しめるよう、指導者の育成を図るとともに、気軽に参加できるスポーツレクリエーションの機会の拡充に努めるほか、住民により自主的・主体的に運営される「[※]総合型地域スポーツクラブ」の設立を支援します。

また、体育協会を始めとする各種競技団体の活動を支援し、競技団体による自主事業の拡大を推進し、競技人口の拡大に努めます。

現在開催している各種大会については、町民ニーズや効率的な運営を図るための見直しを検討します。

※ 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、それぞれのレベルや志向に合わせてスポーツに触れる機会を提供するために設置される。国のスポーツ振興基本計画では全国の各市町村に少なくとも1つは育成することが目標とされている。

主要事業名
○ 生涯スポーツ、学校開放事業
○ 町体育協会活動支援事業

② 社会体育施設の整備

町民が様々なスポーツを気軽に楽しめるよう、スポーツレクリエーション活動の場となる社会体育施設の計画的な改修や適切な維持管理に努めるとともに、住民が利用しやすい管理体制づくりを進めます。

錦秋湖に設置されるボートコースについては、高校総体の再誘致活動を進めるほか、学生やクラブチームの合宿等への活用を図るため、利用しやすい施設の維持管理に努めます。

町営湯田スキー場については、利用状況や費用対効果を勘案しながら、今後の整備計画を検討します。

主要事業名 <input type="radio"/> 社会体育施設整備事業 <input type="radio"/> 社会体育施設管理運営事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
町教育委員会主催の各種スポーツ大会参加者数	1,405 人	1,700 人
体育施設の利用者数	69,765 人	85,000 人

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 体力やレベルに応じてスポーツに親しみ、健康づくりに努めましょう。
- ・ 地域で行われるスポーツ活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 体育協会などの競技団体は、選手の強化と競技レベルの向上に努めましょう。
- ・ 個人の知識や能力を生涯スポーツの振興に活かしましょう。
- ・ 体育施設はマナーを守って大切に使いましょう。

〔行政〕

- ・ 体育施設を適切に維持管理し、町民が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 住民が気軽に参加できるスポーツ機会の提供に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町教育振興基本計画（平成 25 年度～34 年度）

4 地域の歴史や文化の継承と創造

(1) 現状と課題

- ① 本町には国を始め、県、町が指定する文化財が多数存在しますが、有形の指定文化財の多くは個人所有であり、安定した保存管理体制が課題となっています。また、旧石器時代の出土品など、学術的に貴重な資料が町内に点在して保管されており、これらの集約と展示、資料を活用した学習機会の提供が求められています。
- ② 少子高齢化や人口減少、人々の意識の変化などにより、地域の生活に根付いた年中行事や民俗芸能の保存、伝承に困難な状況が生じています。
- ③ 芸術文化協会に加盟する 30 以上の団体による自主的な活動を中心に芸術文化の振興が図られており、活動を発表する場として町民文化祭を開催していますが、日常の活動場所の確保や後継者及び資金不足が課題となっています。
- ④ 町民が多様な演劇作品に触れる機会としての地域演劇祭や学生演劇、町民参加型の高齢者演劇、中学生の演劇講座事業などにより、演劇によるまちづくりを進めています。
- ⑤ 町の芸術文化活動の拠点である文化創造館（銀河ホール）は、建設から 20 年となり、施設・設備の老朽化が進んでおり、利用者の安全性や利便性確保のための改修が課題となっています。
- ⑥ 町立の歴史民俗資料館については、遺跡出土物、民俗資料及び鉱山資料が混在して展示されており、整理が必要であるほか、入館者数は低水準の状況が続いています。また、町の保存家屋として管理している清吉稲荷は、文化財的価値も認められないことから、今後も引き続き町が所有する必要があるのか課題となっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 文化財等の保護

定期的なパトロールにより、個人の所有する有形文化財の状況把握に努めるほか、保存管理に対する支援制度を検討します。

埋蔵文化財の保護及び活用のため、廃校による空き校舎を活用するなどして、保存管理及び公開体制を整え、町民の学習機会の提供に努めます。

主要事業名

- 文化財管理事業

② 地域の歴史文化の伝承

町民が地域の生活文化や資源の価値を認識し、その活用に取り組むとともに、伝承・保存活動を実践することにより地域活力が醸成されるよう、各種支援を行います。

老朽化している史跡、名勝及び文化財の標柱や説明板を逐次更新するほか、観光行政と連携した文化財に関する情報発信のあり方を検討します。

主要事業名 ○ 西和賀エコミュージアム構想推進事業 ○ 地元学地域活動支援事業

③ 芸術文化の振興

町民が自主的、主体的に芸術文化活動を行うことができるよう、各種団体の支援を図るとともに、活動の成果を発表できる場を確保します。

また、音楽や演劇、芸能など優れた芸術文化作品に多くの町民が親しむ機会の充実を図るほか、地域演劇祭を始めとする各種演劇関連の催しを実施することにより、演劇によるまちづくりを推進します。

主要事業名 ○ 演劇によるまちづくり推進事業 ○ 町民芸術文化祭開催事業 ○ 文化創造館を活用した芸術鑑賞事業
--

④ 文化施設の整備

文化創造館の計画的な改修を進めます。

清吉稲荷については、地域や利用者と協議しながら譲渡も視野に入れ、今後のあり方を検討します。

歴史民俗資料館の収蔵品の計画的な点検及び整理を進め、町の歴史や文化を学ぶ拠点施設としての機能の維持に努めます。

主要事業名 ○ 文化創造館改修事業 ○ 文化創造館管理運営事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
文化財登録数※ ¹	40件	43件
地域における歴史保存活動回数	4回	5回
芸術文化活動への町民参加者数※ ²	1,279人	1,300人
町芸術文化協会参加団体会員数	408人	400人

※1 国・県・町による指定文化財の件数

※2 「町民芸術文化祭及び地域演劇祭の出演者及び観客数並びに芸術鑑賞観客数

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 町内の文化財に関心を持ちましょう。
- ・ 文化財やその周辺環境の保全に努めましょう。
- ・ 地域の伝統的な行事やお祭りに参加しましょう。
- ・ 芸術文化に親しみましょう。

〔行政〕

- ・ 町内の文化財や歴史文化に関する情報発信に努めます。
- ・ 郷土芸能の伝承活動に対し支援します。
- ・ 町民が芸術文化に触れる機会を提供します。

(5) 基本施策に関連する計画

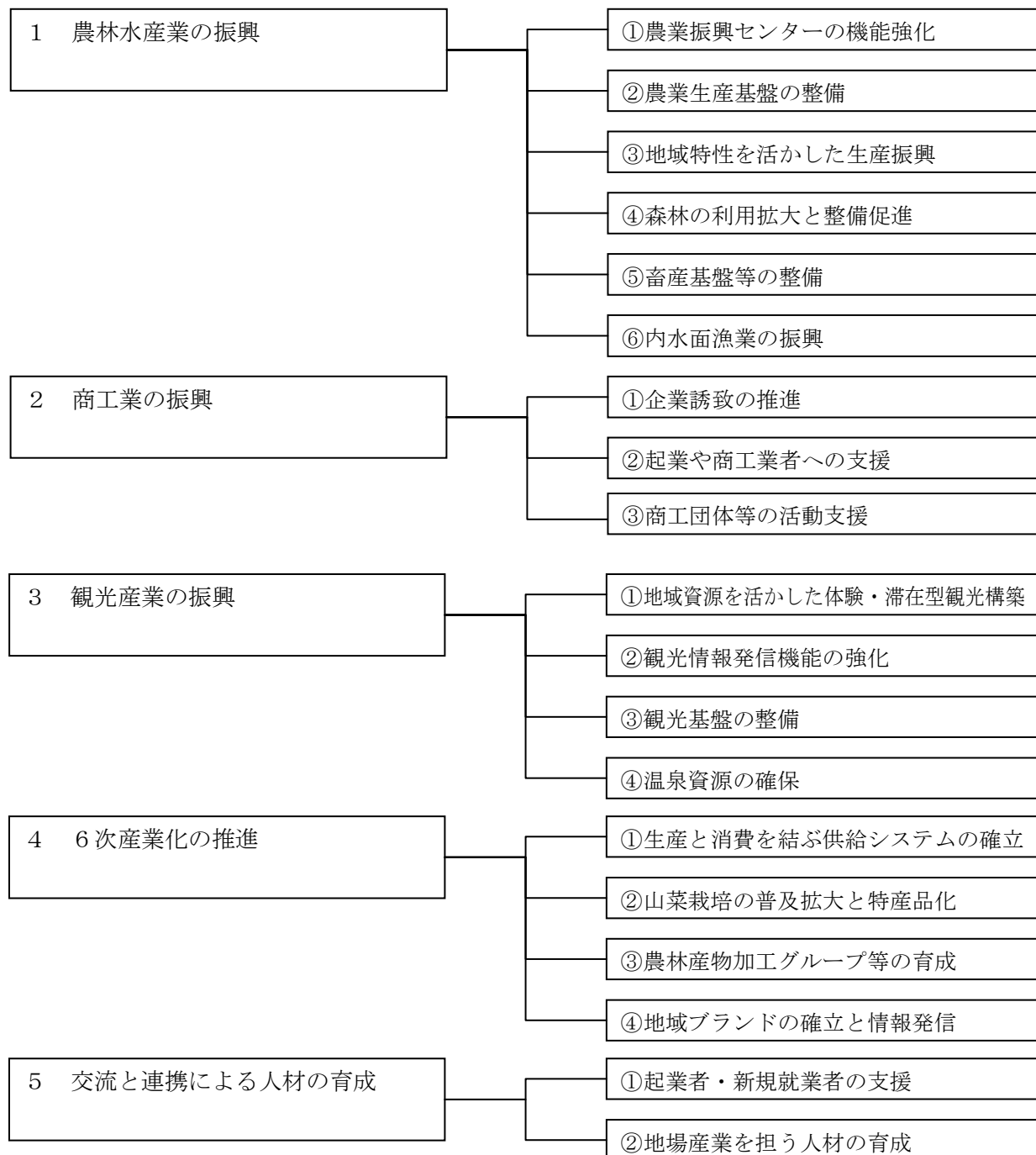
西和賀町教育振興基本計画（平成 25 年度～34 年度）

基本方針 3

「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるまちづくり
〔産業領域〕

《基本施策》

《具体的施策》



1 農林水産業の振興

(1) 現状と課題

- ① 農業従事者の高齢化と後継者不足が急速に進む本町の農業振興を図るため、平成 18 年に西和賀農業振興センターを設置し、町の主要品目であるリンドウの新品種開発と農家の育成に努めてきましたが、設立後 5 年が経過し、次の展開を図るべき時期となっています。
- ② 不耕作農地が増加傾向にあることから、その拡大防止及び耕作放棄地解消へ向けた取り組みが必要となっています。担い手としての認定農業者や集落営農組織への支援体制の整備と拡充、新規就農者や若い農業者等の人材育成のため平成 24 年度から着手した^{※1}西和賀農業塾の円滑な運営と卒塾後の支援体制も課題です。
- ③ 本町では作業効率や水利の悪い小規模なほ場が多く、遊休農地増加の一因となっています。農地の流動化及び集積を図るためにも生産基盤の整備が必要ですが、膨大な事業費や将来展望への不安などから事業実施に必要な地権者の合意が得られにくいことが課題となっています。
- ④ 本町の基幹作目である花卉は、農業従事者の高齢化と価格低迷による生産意欲の減退が大きな課題となっています。生産面積の維持や生産者の生産意欲の向上のため、リンドウオリジナル品種の研究開発などの対策が求められています。
- ⑤ 雪冷熱エネルギーの活用について、民間事業者により国の補助事業等を活用した取り組みが行われています。雪利用促進のための支援策が求められています。
- ⑥ 木材価格の低迷や従事者の高齢化、後継者不足などにより維持管理が行われない森林が増加しているほか、不在地主の増加などにより森林所有者の状況把握も難しくなっています。一方で、エネルギーの地産地消の観点から^{※2}森林バイオマスの有効活用が期待されており、環境保全や水源確保といった森林の多面的機能に注目した取組みが求められています。
- ⑦ 町内に 2 箇所ある堆肥センターは、家畜排泄物の適正な処理と有機農業の確立に大きな役割を果たしていますが、経年劣化による改修費の増が課題となっています。また、家畜飼料や資材価格の高騰による経費の増大が畜産農家の経営を圧迫しており、経営安定化に向けた対策が必要です。
- ⑧ 和賀川などの町内河川における遊漁は町内外の釣り人を集め、町の観光資源の一つにもなっていますが、放流事業や釣り場の環境整備などを担う淡水漁協では、組合員の減少と高齢化による活動の低迷が心配されています。

※1 西和賀農業塾

町内の農業者又は新規就農を目指そうとする 40 歳未満の者を対象に、経験や経歴に応じ 1～2 年の期間にわたり、農業関係機関、農業関連の研究機関等を講師として生産技術や農業経営に関する指導を行い、地域の農業振興に貢献できる人材を養成するプログラム。対象者には経営安定までの支援策を講じる。

※2 森林バイオマス

化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源としての生物資源の量であるバイオマスのうち、森林由来のもの。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 農業振興センターの機能強化

花卉生産の振興を図ってきた農業振興センターの新たな重点業務として、新規就農者や農業後継者、集落営農組織のリーダーとなるべき人材の育成をめざす西和賀農業塾の運営に取り組めます。

また、西和賀農業塾の修了者が農業参入をする場合の支援策を検討します。

主要事業名

- 西和賀農業振興センター運営強化事業
- 西和賀農業塾運営事業

② 農業生産基盤の整備

ほ場整備や農業用排水路、農道等の長寿命化対策など農業生産基盤の整備を進め、農地の労働生産性向上を図るとともに、農地の集積や不耕作地の解消に努めます。

なお、事業実施に当たっては、適切な情報提供により地域の合意形成を進めるとともに、施工方法の工夫により事業費の縮減を図ります。

主要事業名

- 基盤整備促進事業
- 農村災害対策事業
- ため池等整備事業
- 農地整備事業
- 農地・水保全管理支払交付金交付事業

③ 地域特性を活用した生産振興

冷涼で昼夜の寒暖差が大きい気象条件を生かしたリンドウ等の花卉栽培については、若手栽培農家や集落営農組織の育成等により栽培面積の確保を図るとともに、生産性や市場性の高いオリジナル品種の開発力を一層高めることにより生産者の意欲向上に努めます。

主要事業名

- 西和賀農業振興センター運営強化事業
- リンドウ独自品種開発、栽培促進事業

④ 森林の利用拡大と整備促進

町有林及び私有林の計画的な森林整備及び保護並びに合理的な森林経営のため、森林所有者、森林組合等の関係団体と連携を図りながら、森林経営計画の策定を推進し、町内の森林整備を進めます。

また、公共建築物木材利用促進の基本方針に基づき、公共施設の新築や改築に際しての木造化を進め、町内産材の利活用推進を図るとともに、「薪ストーブ利用世界一」を目標に、森林バイオマスの活用促進に努めます。

※ 森林経営計画

森林所有者又は森林組合などの森林所有者から経営の委託を受けた者が作成し、市町村長等の認定を受け
る合理的な森林施業及び保護のための計画

主要事業名 <input type="radio"/> 公有林等整備事業 <input type="radio"/> 森林整備促進のためのデータ整備事業 <input type="radio"/> 森林経営計画認定事業 <input type="radio"/> 森林バイオマス利用促進事業

⑤ 畜産基盤等の整備

家畜排泄物の共同処理を行う堆肥センターの設備改修を計画的に実施するとともに、管理運営を行う(株)山の幸王国の経営安定化に向け必要な支援を行い、良質な堆肥製造による循環型農業への寄与と酪農家の負担軽減を図ります。

畜産農家への支援策として、草地更新事業等により飼料自給率の向上を図り生産コストの低減を進めるとともに、家畜導入への助成、町営長原牧場の運営、畜産ヘルパー事業などにより、経営の安定化を支援します。

主要事業名 <input type="radio"/> 堆肥センター管理運営事業 <input type="radio"/> 畜産農家支援事業

⑥ 内水面漁業の振興

和賀川をはじめとする町内河川の観光面での活用を図るため、西和賀淡水漁業協同組合が行う放流事業への支援を行います。

主要事業名 <input type="radio"/> 西和賀淡水漁業協同組合助成事業
--

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
集落営農組織数	6 組織	10 組織
農業塾入塾者数(累計)	—	10 人
新規就農者数	2 人	5 人
遊休農地解消面積	22.2ha	25ha
リンドウ独自品種登録数	7 件	9 件

未整備森林の解消のための間伐面積	60ha	120ha
森林経営計画の認定面積	—	245ha
堆肥センターの堆肥販売量	1,176 t	1,200 t

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 地域住民一体となって集落営農に取組み、農業の持続的発展に努めましょう。
- ・ 生産性や市場性の高いリンドウオリジナル品種の栽培に取り組みましょう。
- ・ 森林や農地が持つ環境保全機能を理解し、有効活用と適正な管理に努めましょう。
- ・ 薪ストーブの良さや利点を理解し、住宅の新築やリフォームの際に導入を検討しましょう。
- ・ 堆肥を積極的に利用し、循環型農業の実践に努めましょう。

〔行政〕

- ・ 意欲ある経営体に対する支援を強化します。
- ・ 地域の農業を担うリーダーとなる人材育成に努めます。
- ・ 公共施設を含めた町内産材の活用促進に努めます。
- ・ 薪ストーブの普及啓発に努めます。
- ・ 堆肥センターの安定的経営に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町農業農村振興プラン（平成 23 年度～平成 25 年度）

西和賀町農業振興地域整備計画（平成 20 年度～平成 29 年度）

第二次西和賀町農業振興センター整備計画（平成 23 年度～27 年度）

経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 18 年度～平成 27 年度）

西和賀町森林整備計画（平成 20 年度～平成 29 年度）

薪利用最適化システム構築計画（平成 23 年度～平成 29 年度）

西和賀町酪農・肉用牛生産近代化計画（平成 18 年度～平成 27 年度）

2 商工業の振興

(1) 現状と課題

- ① 国内の景気低迷と製造業の海外流出が進む一方、町内においても企業の撤退や廃業が続いています。また、国内での設備投資が抑制されていることから、特に条件不利地域での企業立地が減少している状況にありますが、企業誘致促進制度を創設し助成金交付による支援等を行い、休業していたゴルフ場の事業再開にこぎつけたほか、打診のあった事業者への誘致交渉を継続しています。
- ② 商工業者からの運転資金の需要が高いことから、預託融資による中小企業融資枠を確保するとともに、利子補給や保証料の全額補給、高額投資への利子補給を行い、円滑な資金融資を支援しています。
- ③ 経済情勢見通しへの不安感から起業が進みにくい状況にあるため、起業活動を活発化させる環境づくりや産業支援機関との連携による新たな支援策が求められています。
- ④ 町内商工業の総合的振興を図るため、町内唯一の総合的経済団体である西和賀商工会の活動を支援していますが、商工会は国、県補助金の削減と会員数の減少により自己財源の確保が一層厳しくなっており、職員数も削減せざるを得ない状況にあることから、今後とも支援が必要とされています。また、商店会等の協業組合や企業連絡協議会などの商工団体についても、組合員や会員の減少により活動が停滞しています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 企業誘致の推進

豊かな自然環境や農林水産資源、気候風土など地域の強みを生かした食品産業及び観光関連企業の誘致を図ります。

また、交渉中の案件については、誘致に向けての環境整備を進めながら、実現に向け取り組みを進めます。

主要事業名

- | |
|------------|
| ○ 企業誘致推進事業 |
|------------|

② 起業や商工業者への支援

新たな事業や新技術開発等、雇用創出につながる支援策を充実させ、意欲ある事業者の育成を図るとともに、地域資源の活用による地域ブランド化や商品の差別化などを進めるため、商工業者が中心となった農商工連携と、地域や分野を超えた異業種連携を支援します。

また、中小企業の事業資金の円滑な運用により企業の経営基盤強化を図るため、商工業者を対象とした各種融資制度や貸付制度の充実を図ります。

主要事業名

- 中小企業融資事業
- 中小企業活性化対策利子補給費補助事業
- 新事業活動促進支援事業

③ 商工団体等の活動支援

事業者相互の事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う商工会等の活動を支援し、小規模ではあるものの多種多様な事業がある本町商工業の総合的な振興を図ります。

主要事業名

- 商工会運営費助成事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
新規誘致事業所数	—	2事業所
町内事業所数	427事業所	427事業所
町内事業所従業員数	2,700人	2,700人
起業事業所数	—	5事業所
商工会会員数	242事業所	242事業所

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ なるべく町内の商店や事業者を利用するよう心がけましょう。
- ・ 町内産の農産物や商品を積極的に購入しましょう。
- ・ 事業者は相互に連携し、商工業の活性化に努めましょう。

〔行政〕

- ・ 商店街活性化の自主的取り組みを支援します。
- ・ 町の特徴を生かした新たな事業に取り組む活動を積極的に支援します。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

3 観光産業の振興

(1) 現状と課題

- ① 景気低迷や旅行形態の多様化、観光地間競争の中で本町の観光客入り込み数が年々減少している中、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う様々な影響により、東北地方への観光客が減少しています。
- ② 観光ニーズが多様化する中、体験型観光の需要が高まっていることから、温泉を活用した「西和賀町健康づくり大学」実践講座を開催したほか、平泉ゆかりの秀衡街道のガイド養成、観光案内看板の設置など観光客の受入体制の整備を進めていますが、事業の定着化が今後の課題です。
- ③ 観光客への各種情報提供の充実や各種施設・旅館等のネットワークの強化に向けて、町観光協会が運営する観光案内所の機能充実を図るとともに、各地域観光協会の育成指導を図り、町全体としての一体的な観光振興に取り組んでいます。
- ④ 和賀岳、南本内岳、真昼岳、女神山等の山や、白糸の滝、真昼山系滝群などといった潜在的な魅力を持つ自然観光素材は豊富にあるものの、登山口までの未舗装道路が毎年のように崩壊などによって通行制限されるなど、アクセス道路の整備が課題となっています。
- ⑤ 町の重要な観光資源である温泉資源の有効活用と、安定した源泉提供の確保による経営基盤の安定のため、温泉掘削等を行う団体に対する助成を行いました。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 地域資源を活かした体験・滞在型観光構築

観光客のニーズが多様化する中、引き続きオンリーワンの温泉地としての湯田温泉峡を PR していくためには温泉はもとより、自然散策・伝統文化などの地域の特色を生かした観光振興を図り、多様な体験メニューを整備するとともに、指導者やガイドを養成し、体験型観光を推進していきます。また、「錦秋湖湖水まつり」「雪氷まつり」「カタクリまつり」「雪あかり」といった町の魅力をアピールするイベントの開催を支援し、町の情報発信と誘客活動に積極的に取り組みます。

主要事業名

- 観光ガイド育成事業
- 各種イベント開催支援事業

② 観光情報発信機能の強化

インターネットによる情報提供の重要性が増していることから、町や町観光協会などの関係団体のホームページを充実させるとともに、[※]ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用するなどして、きめ細かな情報発信に取り組めます。

また、町観光協会が運営する観光案内所について、イベントや宿泊施設、観光施設といった地域内の観光情報を一元的に管理し、発信できるよう機能強化を図ります。

※ ソーシャル・ネットワーキング・サービス

インターネット上で社会的ネットワークの構築ができるサービス。狭義では人と人のつながりをサポートするコミュニティ型の会員制サービスをいう。代表的なものに世界最多の会員数を持つ Facebook（フェイスブック）がある。

主要事業名 <input type="radio"/> 観光 PR 事業 <input type="radio"/> 広域観光連携事業

③ 観光基盤の整備

自然散策や登山を目的に訪れる観光客の利便性を図り、誘客を進めるための環境整備を行い、自然資源を生かした体験・滞在型観光を進めるとともに、登山道の整備に関する関係機関への働きかけを継続的に行います。

また、町の今後の観光施策の指針としての、観光振興計画の策定に取り組みます。

主要事業名 <input type="radio"/> 町観光協会運営費助成事業 <input type="radio"/> 観光振興計画策定事業 <input type="radio"/> 観光施設等整備事業 <input type="radio"/> 観光施設管理運営事業 <input type="radio"/> 観光資源環境整備事業
--

④ 温泉資源の確保

町の重要な観光資源である温泉施設の適正管理に努めるとともに、温泉掘削等を行う団体等へ助成するなど温泉事業者への支援の充実を図ります。

主要事業名 <input type="radio"/> 温泉施設整備事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
観光客入込数	544,870 人	570,000 人
観光客宿泊人数	61,431 人	65,000 人
町ホームページ観光関連ページ 1 日当たりアクセス件数 (年間平均)	170 件	200 件

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 町を愛し、訪れる観光客を温かく迎えましょう。

「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるまちづくり〔3 産業領域〕

- ・ 地域のイベントの運営に関わり、協力するよう努めましょう。
- ・ 町内で開催されるイベントに積極的に参加しましょう。
- ・ 地域資源に関する情報や町の良さを町外の方に伝えるなど観光宣伝に協力しましょう。

〔行政〕

- ・ 多様なツールを活用し、タイムリーで効果的な観光情報の発信に努めます。
- ・ 関係機関や民間事業者と協力しながら、体験型観光の構築に努めます。
- ・ 新たな観光資源の掘り起こしに取り組みます。
- ・ 既存の観光メニューの充実と、新たな観光資源の掘り起こしに取り組みます。

(5) 基本施策に関連する計画

観光振興計画（策定予定）

4 6次産業化の推進

(1) 現状と課題

- ① 山菜や地場の野菜等を地域内で加工・販売することによる6次産業化の推進に本格的に取り組むため、平成24年度から6次産業推進センターを設置し、専任職員の配置、(株)西和賀産業公社の事業振興策と地域内事業者との連携による6次産業化の推進を図っています。
- ② 不耕作地の解消に向けて生産拡大を図っている集落営農によるそば・大豆の生産体制整備のため、大型機械の導入や関係機関との連携による支援を行っています。また、そば・大豆の地元消費に向け、町の第三セクターである(株)西和賀産業公社や町内の豆腐店、味噌加工事業者等への働きかけを行っています。
- ③ 特産品化に向け取り組んでいる山菜のうち、特にワラビについては、根茎の無料配布などにより生産量拡大に取り組んでいるほか、「西わらび」としての商標登録などによりブランド化を図っていますが、安定した出荷量確保のためには、更なる生産量の拡大が必要です。ワラビ以外の山菜についても、栽培技術の確立や加工品の商品化などにより、栽培の普及拡大を推進する必要があります。
- ④ 6次産業化の推進のため、農林産物加工グループや産直施設等で構成する「西和賀の物産販売を元気にする連絡会」を設立し、ネットワーク化や経営支援等を行っています。農林産物加工グループの中には施設の老朽化や新商品開発に伴う設備投資、販路拡大に苦慮している状況も見受けられることから、具体的な支援や指導助言が求められています。
- ⑤ 本町のブランド商品として確立しているリンドウをはじめとした花卉類の生産では、産地間あるいは他品目との競争が激しさを増してきていることから、リンドウオリジナル品種開発の更なる推進と新規品目の導入等により、責任産地としての再活性化が求められています。
- ⑥ 西わらびや特産品の販売促進のため、首都圏や県内都市部での物産展の開催等を行っていますが、西和賀商品の価値を理解してもらうためにも各種商談会への参加や情報発信力の強化が必要です。

※ 6次産業化

1次産業（生産）、2次産業（加工、製造）、3次産業（販売）を一体的に取り組むことで、生産した農林水産品の付加価値を高めその過程で新たな事業を創出しようとする取り組み。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

- ① 生産と消費を結ぶ供給システムの確立
西和賀6次産業推進センターと(株)西和賀産業公社を6次産業推進の拠点とし、農林産物生産者や加工業者と旅館等が6次産業に取り組む環境を整えるとともに、それぞれが有機的なつながりが出来るよう情報提供や農林産物の供給体制を整備するなどして、西和賀まるごと6次産業化を推進します。

主要事業名

- 6次産業化支援事業
- 元気な産業再生事業
- 大豆・ソバ栽培体制支援事業

② 山菜栽培の普及拡大と特産品化

「西わらび」の産地化・特産品化を図るため、優良品種の育成と根茎の配布による栽培面積の拡大や集荷システムの確立を図ります。わらび以外の山菜についても、需要に即した山菜の品目及び数量の確保に向け、林地を利用した栽培実証などを行うとともに、山菜の品質向上や収量の安定化を図るため栽培マニュアルを作成し、山菜栽培を普及拡大します。

主要事業名

- 山菜のまちづくり推進事業

③ 農林産物加工グループ等の育成

6次産業に取り組む農林産物加工グループ等の事業者の経営基盤強化のため、西和賀6次産業推進センターが中心となって6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定に向けた事業者への支援を行うほか、既存事業者の経営指導や相談業務、事業化支援のための助成などを行います。

主要事業名

- 6次産業化支援事業

④ 地域ブランドの確立と情報発信

町の主力作目であるリンドウについて、独自品種開発の継続的支援を行うとともに、花卉生産基盤の維持と再強化のために新規品目導入等への支援を行います。また、西和賀リンドウの魅力や花卉生産地域としての地域イメージを様々な手法で発信していきます。

“山菜の町にしわが”として地域ブランド化を推進するため、町内の合意形成による生産振興や商品開発、消費拡大を推進するとともに、首都圏の飲食店などを対象とした販売先の掘り起こしや各種商談会への参加など、積極的な情報発信を行います。

主要事業名

- リンドウ独自品種開発、栽培促進事業
- 山菜のまちづくり推進事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
飲食店等への提供による大豆及びそばの町内消費量	6 t	8 t
西わらび出荷量	5.6 t	35 t
西わらび栽培面積	23.4ha	30ha
※総合化事業計画認定事業者数	4 事業者	8 事業者
リンドウ独自品種登録数【再掲】	7 件	9 件

※ 総合化事業計画

農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う総合化事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると様々な支援を受けることができる。平成 23 年 3 月施行の（通称）6 次産業化法により設けられた制度による。

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 自分の出来る範囲で 6 次産業に関わってみましょう。
- ・ 農林業、商工業及び観光業それぞれが連携し、交流人口と収入の増につながる仕組みづくりに取り組みましょう。
- ・ ワラビやゼンマイといった山菜の栽培技術を学び、栽培に取り組みましょう。
- ・ 自分の住む地域の良さや特性を理解し、認識を深めましょう。

〔行政〕

- ・ 6 次産業化の推進に係る補助制度について積極的に情報提供します。
- ・ 町内企業や農産物加工グループとの協力により、6 次産業化に取り組みます。
- ・ “山菜の町にしわが”としての地域ブランド化に重点的に取り組みます。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

5 交流と連携による人材の育成

(1) 現状と課題

- ① 団塊世代の退職時期を迎え、[※]U・I・Jターン希望者の受入れのためにふるさと定住の相談窓口を設置していますが、大きな成果を上げるに至っておらず、仕事、居住環境など町としての支援策や受け入れ体制についても検討する必要があります。
- ② 厳しい雇用情勢の中で、若年就職希望者の早期就業と町内定住を図るため、定住費用や人件費を助成するなどの支援策を実施していますが、若年者ふるさと就職支援事業で支援した若年者の定着状況はその年度によって変動があり、今後も一層の支援が必要となっています。
- ③ 法人化や起業に対する相談・支援については、国・県等の相談窓口と連携しながら指導助言を行っています。
- ④ 町内では小規模な事業者が多いことから、企業間連携や交流を活性化するために企業連絡協議会の活動に対し助成し、その活動強化に努めています。また、事業の経営や地域活性化を図るための活動を支援するため、全国的な研修会等への参加費用を助成するなど、厳しい経営環境の変化に対応できる意欲的な経営者等の育成に取り組んでいます。

※ U・I・Jターン

都市部から故郷へ戻って住むUターン、都市部の人が農村などへ移住するIターン、都市部から故郷に近い農村などへ移住するJターンを含めた造語。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 起業者・新規就業者の支援

町内での雇用創出や事業者の業務拡大を図るため、相談窓口の設置や各種支援制度の充実により法人化や起業をしやすい環境づくりに取り組みます。また、町内への移住を支援するため、定年帰農や団塊の世代の受入れ窓口を継続して設置するとともに、町営住宅を始めとした住宅環境の整備を図り、U・I・Jターン者の受け入れを図ります。

[※]地域おこし協力隊などの国の制度を活用し、積極的に地域外の人材を誘致するとともに、若手農業者を対象とした人材育成事業である農業塾制度を有効に活用し、若年者の定住促進に努めます。

※ 地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の人材確保や活性化を図るため、地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れる制度。その費用は国から措置される。

主要事業名

- 地域おこし協力隊招へい事業
- 若年者ふるさと就職支援事業

② 地場産業を担う人材の育成

町が積極的に事業展開を進めている6次産業化による地場産業の振興を図るため、異業種

「湯・土・雪」を生かし、産業おこしを進めるまちづくり〔3 産業領域〕

交流、研究や研修活動への支援、各種交流イベントの実施などを通し、地域の産業を担う人材育成を進めます。

主要事業名

- 外部人材（専門家）活用による人材育成事業

（3） 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
起業事業所数【再掲】	—	5 事業所
若年者の町内就職後 3 年定着率*	57.1%	80.0%

※ 25 歳までの新規就業者のうち、3年以上就業を継続した者の割合

（4） みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 地域へのU・I・J ターン希望者を温かく迎え入れ、定住に向けた支援に努めましょう。
- ・ 事業所は町内の学校の児童・生徒の職場見学及び職場体験を積極的に受け入れましょう。

〔行政〕

- ・ U・I・J ターン希望者に対する情報提供や、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 異なる産業に取り組む住民が交流する機会の創出に努めます。
- ・ 町内外の異業種間の交流や研修機会の創出に努めます。

（5） 基本施策に関連する計画

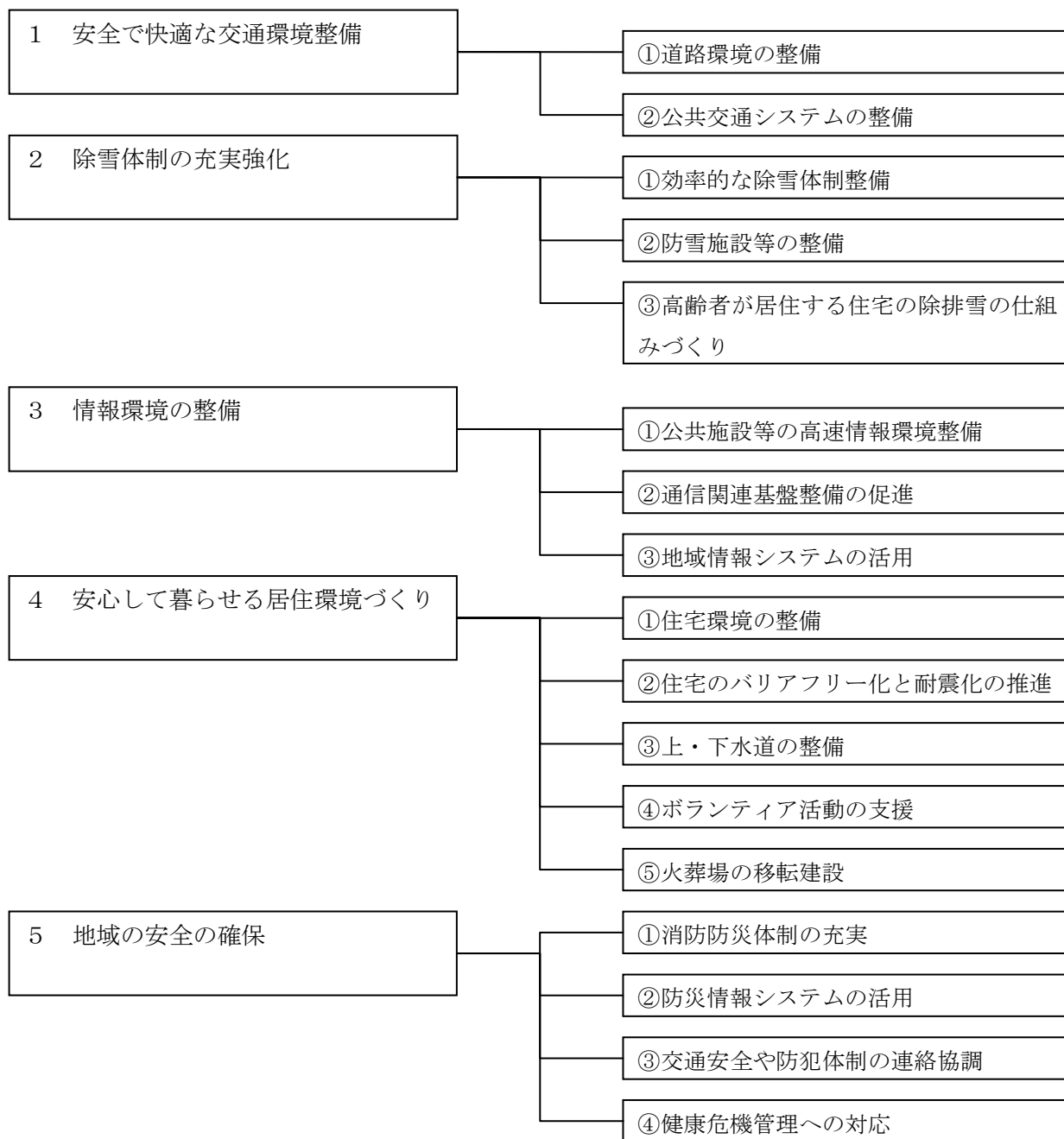
特になし

基本方針 4

住みよい環境と、安全な暮らしのまちづくり〔生活基盤領域〕

〈基本施策〉

〈具体的施策〉



1 安全で快適な交通環境整備

(1) 現状と課題

- ① 国道 107 号や主要地方道等の幹線道路は着実に整備が進んでいるものの、急カーブや狭幅員などで改良が必要な区間もあり、早急な対応が望まれます。町道については、県代行事業や社会資本整備総合交付金事業を導入して計画的に改良事業を実施しており、今後も継続的に整備を進めていく必要があります。
- ② 整備後相当の期間を経過した道路や橋りょうについては、適切な改修等により維持管理を進めていく必要があります。
- ③ 鉄道や路線バスといった公共交通機関は、通学や通院など住民生活に重要な役割を果たしていますが、人口の減少やマイカーの普及により利用者は減少傾向にあり、公共交通システムの維持対策が大きな課題となっています。
- ④ 公共交通空白地域については、平成 24 年度に患者輸送車を活用した公共交通システムの実証事業を行っており、実証結果を踏まえた早急な対策が必要です。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 道路環境の整備

町民生活に密接に関連する町道については、交付金事業の積極的な活用により改良事業や交通安全施設の整備を計画的に進め、安全で快適な道路環境の整備に努めるとともに、道路・橋りょうの維持管理については、緊急度・重要度に即した補修等を適正に行います。特に橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき計画的に補修を行うなど道路網全体の長寿命化に向けた取組みを進めます。

また、国・県道については、近隣市町への通勤者等の安全と交通利便性の確保や地域間交流、地域連携を図るため、引き続き国、県等関係機関に対し要改良区間の整備促進を強く要望していきます。

主要事業名

- 道路改良舗装事業
- 道路、橋りょう等維持補修事業
- 橋りょう長寿命化修繕事業
- 道路安全施設整備事業

② 公共交通システムの整備

住民生活に必要な移動手段の確保のため、路線バスや J R 路線の利用促進を図りながら、既存の公共交通機関の存続について関係機関への要望や必要な支援を行います。

公共交通空白地域の移動手段確保のため、患者輸送車などとの連携を図り、利便性の高い町内公共交通システムの構築に向けて取り組めます。

主要事業名 ○ 地方交通路線対策事業 ○ 公共交通システム実証事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
道路改良率 ^{※ 1}	15.0%	16.2%
修繕済み橋りょう数 ^{※ 2}	3 橋	31 橋
公共交通機関(県交通) 1 日当たり利用人数	630 人	630 人
維持するバス路線数	9 路線	9 路線

※1 道路実延長に対する幅員 5.5m以上の道路の改良済み延長の割合

※2 長寿命化修繕計画全体の修繕対象橋りょう数 39 橋

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ・ 道路の損傷など交通の妨げとなる状況を発見したときは、管理者に報告しましょう。
- ・ 自宅周辺の道路等の除草や清掃に努めましょう。

〔行政〕

- ・ 安全で快適な道路環境の整備及び維持管理に努めます。
- ・ 公共交通システムの利便性向上に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町橋りょう長寿命化修繕計画(平成 23 年度～平成 32 年度)

2 除雪体制の充実強化

(1) 現状と課題

- ① 国県道及び幹線道路は、県及び町がそれぞれの役割に従い体制を確立し冬期交通を確保しており、町道については、毎年策定する除雪計画に基づき、町内8基地を拠点とした直営体制及び一部委託により計画的な除雪作業を実施していますが、高齢化などの社会情勢の変化に順応したきめ細かな除雪需要への対応が課題となっています。
- ② 取得後10～20年が経過している除雪機械が相当台数あり、整備・修理しながら対応していますが、計画的な更新が必要となっています。
- ③ 大雪時の排雪場所の確保や、急勾配箇所など冬期間の交通に危険がある箇所の融雪又は消雪装置設置など、スムーズな除雪や安全に配慮した対策が求められています。
- ④ 高齢者が居住する住宅については、スノーバスターズなどのボランティア活動による定期的な除排雪作業や、有償の福祉除雪による住居の屋根の雪下ろし作業などの取組みは行われているものの、日常的な除排雪対策が課題となっています。
- ⑤ 空き家の増加により屋根の雪や雪庇が放置された状態の家屋が散見され、倒壊や落雪による被害も心配されることから、対応が必要となっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 効率的な除雪体制整備

冬期間の交通確保のため、県との相互連携や民間委託も含めた効率的な除雪体制の整備を進めるとともに、除雪機械等の計画的な整備・更新を進めます。また、地域状況を熟知した技術力の高いオペレーターの確保と育成を図り、きめ細やかな除雪に努めます。

主要事業名

- 除雪機械整備事業
- 除雪機械格納庫整備事業

② 防雪施設等の整備

冬期間の道路交通の安全確保のため、急勾配などの危険箇所への融雪・消雪装置導入や、雪崩、地吹雪などにより交通に支障を及ぼすおそれがある箇所への防雪のための施設の整備を進めるとともに、既存の流雪溝の適正な管理及び計画的な改修を行います。

また、除排雪が困難な場所については、新たな流雪溝の設置、温泉水を利用した消雪など、効率的で実情に即した除排雪設備の整備を検討します。

主要事業名

- 流雪溝、消雪装置維持管理事業
- 防雪柵、雪崩予防柵等整備事業

③ 高齢者が居住する住宅の除排雪の仕組みづくり

高齢者が居住する住宅の日常的な除排雪作業については、自治組織、社会福祉協議会等関係機関と連携を取りながら、仕組みづくりの検討を進めるとともに、需要と供給のバランスを考慮しながら福祉除雪の拡充を検討します。

また、空き家の屋根の積雪など道路管理上危険が生じている箇所については、関係機関と協議を進めながら対応策を検討します。

主要事業名 ○ 福祉除雪普及事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
民間委託除雪延長 (全延長 220.2km、281 路線)	16.5km (18 路線)	57.4km (122 路線)
融雪・消雪装置の導入延長 [*]	200m	250m

※ 年度末での融雪・消雪装置の導入延長

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 周囲の迷惑にならないよう、自宅などの周辺を適切に除雪しましょう。
- ・ 高齢者のひとり暮らしなど、自力での除雪が難しい世帯については、近隣で助け合いましょう。
- ・ マナーを守って円滑な道路除雪に協力しましょう。

〔行政〕

- ・ 高齢者世帯の周辺の除雪は丁寧に行うなど、人に優しい除雪に努めます。
- ・ 除雪車のオペレーターの技術向上に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

3 情報環境の整備

(1) 現状と課題

- ① ブロードバンド整備事業の実施により町内全域に光ファイバー網が整備されたことから、役場庁舎間や学校、保育所、町立病院等の行政組織内部のネットワークを構築し、行政情報の共有と事務処理を行っています。
- ② 平成24年4月からの地上デジタル放送への完全移行に対応するため、共同受信施設等の整備を進め、町内全世帯での良好な受信体制を構築しています。
- ③ 携帯電話はその利便性から急速に利用者が拡大しており、町内に一部残る通話不能エリアの早急な解消が求められています。
- ④ 合併時からの懸案であった地域情報システム整備については、インターネットなど情報通信技術の進歩・普及による情報化社会に対応するため、ブロードバンド整備事業を実施して町内全域に光ファイバー網を整備しました。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 公共施設等の高速情報環境整備

光ファイバーによる高速情報通信網を活用し、行政組織内部だけでなく他の公共施設へのネットワーク化を進め、より効率的な行政情報の処理に努めるとともに行政事務の効率化と住民の利便性向上を図ります。

主要事業名

- 高速情報通信網維持管理事業

② 通信関連基盤整備の促進

移動通信サービス提供事業者ごとによる携帯電話の通話に支障があるエリアについては、事業者への働きかけを継続し、解消に努めます。

③ 地域情報システムの活用

行政情報や災害情報の発信など、高速情報通信網を活用した住民向け情報サービスの提供と、その充実に努めるとともに、快適で便利な情報サービスが利用できるインターネット等情報通信機能の利活用促進と、利用に係るリスクについて住民への指導や情報提供を図ります。

主要事業名

- 音声告知放送サービス提供事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
光回線による [※] ブロードバンド契約世帯比率	36.0%	45.0%

※ ブロードバンド

大容量通信ができるインターネット接続サービス。NTT 東日本が光ファイバー網による回線（光回線）を用いて提供するサービスは「フレッツ光」と呼ばれる。

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 町が実施する音声告知放送サービスを利用しましょう。
- ・ インターネット等の情報通信機能を積極的に活用しましょう。

〔行政〕

- ・ 音声告知放送の内容は、住民にとって分かりやすく即時性のある内容となるよう努めます。
- ・ 高速情報通信網を活用した情報提供の充実に努めます。
- ・ インターネットの利用に関わるリスクの周知に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

4 安心して暮らせる居住環境づくり

(1) 現状と課題

- ① 町が管理する公営住宅について、一部には耐用年数が経過するなど老朽化が著しい住宅もあり、改修等の対策が必要となっています。また、若者の定住や新規就業者の受け入れのため、平成 21 年度に若者定住促進住宅 8 戸を整備しましたが、依然として入居希望者が絶えない状況にあり、対応が必要となっています。
- ② 単身高齢者世帯や高齢者世帯が増加しており、高齢者が安心して暮らせる住環境の整備が求められています。
- ③ 高齢者や障がいを持った人が安心して暮らせる住宅環境を整備するため、バリアフリー化を行う住宅リフォーム等への支援を行っています。一方、本町の住宅の耐震化率は 43%と推計されることから、地震などの自然災害に備え、木造住宅の耐震診断や、耐震改修の推進を図る必要があります。
- ④ 水道事業については、安全な水の安定的な供給のため湯田地区簡易水道の統合を進めており、上水道事業への移行に向け計画的に整備が必要です。
- ⑤ 整備事業が完了した公共下水道及び農業集落排水について、水洗化率が 72.9%と伸び悩んでいることから、早期の水洗化に向けた働きかけが必要です。また、計画的な維持修繕に努め、施設の長寿命化を図る必要があります。合併処理浄化槽の整備率は 60.9%となっており、今後とも継続的に整備していく必要があります。
- ⑥ ボランティアセンターが中心となり、福祉ボランティア及び雪かきボランティアの活動が継続的に行われていますが、高齢化が急速に進展する中、地域内の助け合い意識の醸成がより必要となっています。
- ⑦ 施設全体の老朽化や水道設備の不備など多くの課題を抱えている火葬場について、早期の移転新築が求められています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 住宅環境の整備

町営住宅等の適切な維持管理に努めながら計画的な改修を進めるため、公営住宅長寿命化計画を策定します。

また、町内の住宅需要に応えるため、若年層の定住促進のための若者向け住宅の整備や、民間のアパート建設を促進する支援策を検討します。

更に、ニーズが高い高齢者の冬期居住を受け入れる生活支援ハウス事業を引き続き運営するとともに、民間事業者による高齢者向け住宅整備に対し支援を行うなど、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、住民が町内で暮らし続けるための方策に取り組みます。

主要事業名

- 高齢者向け住宅整備支援事業
- 公営住宅長寿命化計画策定事業

② 住宅のバリアフリー化と耐震化の推進

高齢者や障がい者に対応した住宅のバリアフリー化を推進するため、必要な改修工事等に対して助成を行うほか、木造住宅の耐震診断事業の推進と耐震化工事への支援を検討します。

主要事業名

- 木造住宅耐震診断事業
- 木造住宅耐震改修支援事業
- 住まいづくり応援事業

③ 上・下水道の整備

平成 29 年度からの上水道事業への移行に向け、国等の助成制度導入を図りながら効果的な施設整備、改修を進めるとともに、維持管理の効率化と公営企業の経営健全化を推進します。

また、災害緊急時や不測の事故、故障に迅速に対処するため、新たに給水車の導入を検討します。

公共下水道事業については、経年劣化による施設設備の大規模改修等が必要となることから、長寿命化計画を策定するとともに、国等助成事業導入による[※]ライフサイクルコストの削減と公営事業経営における採算性の向上を推進します。

※ ライフサイクルコスト

施設における初期建設コストと、その後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計。

主要事業名

- 統合簡易水道施設整備事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 簡易水道施設維持管理事業
- 下水道長寿命化計画策定事業

④ ボランティア活動の支援

隣近所及び地域内で支えあうボランティア活動を支援するとともに、地域内の助け合いの意識啓発を行いながら、ともに支えあう地域づくりをめざします。福祉ボランティアや雪かきボランティアなどの自発的な活動と会員確保に向けた取組みを支援します。

⑤ 火葬場の移転建設

老朽化している火葬場について、住民の利便性や周辺環境との調和に配慮しながら移転整備を行います。

主要事業名

- 火葬場建設事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業の累計申請件数	14 件	24 件
住宅のバリアフリー化改修件数	—	10 件
住宅の耐震化診断件数	18 件	32 件
公共下水道水洗化率	73.3%	86.0%
農業集落排水水洗化率	69.3%	80.0%
合併処理浄化槽水洗化率	60.9%	64.0%

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 町営住宅は大切に使いましょう。
- ・ 下水道などの汚水処理施設に積極的に接続し、水洗化に努めましょう。

〔行政〕

- ・ 町営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
- ・ 住宅の耐震化やバリアフリー化に関する情報提供に努めます。
- ・ 下水道等の汚水処理施設に関する普及啓発に努めます。
- ・ 給水設備を適切に維持管理し、水道水の安定供給に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町耐震改修促進計画（平成 21 年度～27 年度）

水道ビジョン（策定予定）

西和賀簡易水道統合計画（平成 20 年度～平成 30 年度）

西和賀町下水道長寿命化計画（策定予定）

公営住宅長寿命化計画（策定予定）

5 地域の安全の確保

(1) 現状と課題

- ① 町では平成 20 年 3 月に地域防災計画を策定しましたが、東日本大震災の発生や豪雨被害の増加など近年の自然災害の実情を踏まえた計画の見直しや、町内の大部分の行政区で組織化が進んだ自主防災組織の活性化が求められています。
- ② 西和賀消防署は、建築から 37 年が経過し老朽化が進んでおり、町全域の緊急防災拠点としての役割を果たす上でも移転整備が望まれており、移転場所についての検討を進めています。また、非常備消防については、整備後の経過年数を考慮しながら施設・設備の適正配備に努めてきましたが、団員の不足と高齢化が課題となっています。
- ③ ブロードバンド整備事業の実施により町内全域に光ファイバー網が整備され、IP 告知端末システムとこれに連動した防災情報システム（J-ALERT）を導入しました。
- ④ 交通指導隊、防犯隊など、地域に密着した関係団体の協力のもと、住民の安全・安心を確保する活動を実施しています。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の感染症やO-157などによる食中毒といった住民の生命、健康の安全を脅かす事態への対応が課題となっています。新型インフルエンザへの対応については、「西和賀町新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を策定し、早期対応のための体制づくりに努めています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 消防防災体制の充実

近年増加している自然災害への対策に万全を期するため、関係機関と連携の上地域防災計画の見直しを行うとともに自主防災組織の育成強化を図ります。

常備消防である西和賀消防署については、建設位置や必要な施設整備について調査・検討を行い、早期に整備方針を定めた上で移転整備に取り組みます。また、北上地区消防組合において消防救急無線のデジタル方式への移行に係る設備整備が行われることから、町消防団の消防救急無線設備を更新します。

非常備消防である消防団については、団員確保と施設・設備の整備を進め、消防防災体制の維持・強化に努めます。

主要事業名

- 西和賀消防署新築事業
- 消防施設設備整備事業
- 自主防災組織育成強化事業
- 地域防災計画改訂事業

② 防災情報システムの活用

災害等非常時における関係機関の迅速な対応や住民への早期情報伝達を行うため、各種災

害に対応した適切な防災情報システム運用方法の検討やマニュアルの整備等を行います。

③ 交通安全や防犯体制の連絡協調

交通事故や犯罪のない安全で安心なまちづくりに向け、関係機関や団体との連携を図り、地域全体での取組みを推進します。

主要事業名 <input type="radio"/> 交通指導員設置事業 <input type="radio"/> 交通安全施設等整備事業 <input type="radio"/> 防犯隊活動支援事業
--

④ 健康危機管理への対応

平成 24 年 5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことから、関係条例の制定及び行動計画の策定を行い、住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対しては、関係機関と連携・調整を図りながら対応に努めます。

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
自主防災組織等の主催する防災訓練実施回数	5 回	15 回
防災安全マップの作成地区数	—	31 地区
交通事故発生件数	162 件	147 件以下
刑法犯罪発生件数	9 件	5 件以下
感染症の啓発普及活動の実施回数	2 回	2 回

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 避難経路の確認、物資の備蓄などで災害に備えましょう。
- ・ 消防団活動を地域全体で支えましょう。
- ・ 自主防災組織の活動に参加しましょう。
- ・ 交通ルールを守り、事故を起こさないようにしましょう。
- ・ 日頃から建物、自動車などに鍵をかける習慣を身につけ、犯罪から身を守りましょう。
- ・ 衛生管理に心がけ、食中毒などの感染防止に努めましょう。

〔行政〕

- ・ 災害に備えた訓練の実施などにより、住民の危機管理意識の高揚を図ります。
- ・ 防災マップを作成し、普及に努めます。
- ・ 災害時の迅速で的確な情報提供に努めます。
- ・ 交通安全教室などの実施により、住民の交通安全意識の向上を図ります。
- ・ 住民の防犯意識の向上を図ります。

- ・ 感染症に関する予防啓発を図り、感染症発生の際には適切な対応により拡大防止に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町地域防災計画（平成 19 年度策定）

西和賀町国民保護計画（平成 18 年度策定）

西和賀町災害時要援護者避難支援計画（平成 21 年度策定）

西和賀町交通安全計画（策定予定）

西和賀町新型インフルエンザ対策行動マニュアル（平成 21 年度策定）

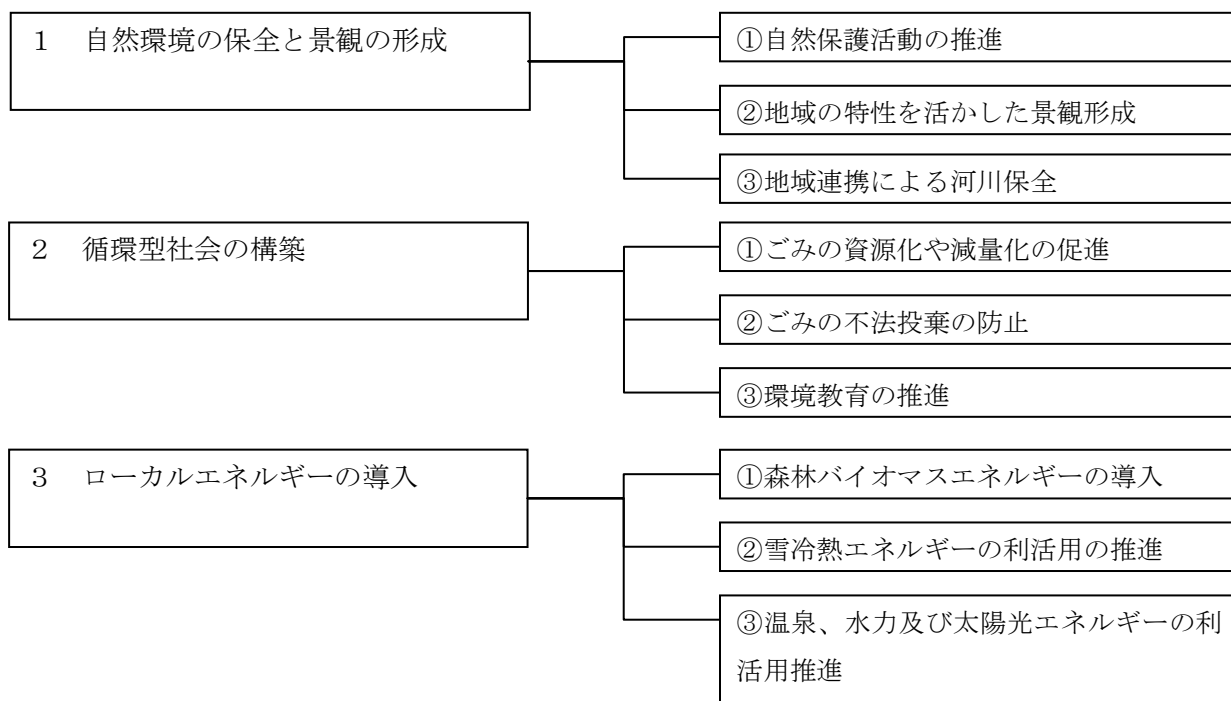
（仮称）新型インフルエンザ対策行動計画（策定予定）

基本方針 5

地域を見直し、地域を育てるまちづくり〔生活環境領域〕

《基本施策》

《具体的施策》



1 自然環境の保全と景観の形成

(1) 現状と課題

- ① 町内の希少野生動植物の生息地など野生動植物の生息環境の保全に努めるとともに、アレチウリやブラックバスなどの外来種から在来動植物の生育環境を守るため、民間団体との連携による駆除活動を行っています。また、豊かな自然環境を観光産業に生かすため、自然保護パトロール員等を設置し、自然保護活動に取り組んでいます。
- ② 湯田温泉峡県立自然公園に指定されている錦秋湖湖畔には船着場や湖畔公園などの施設が整備されていますが、近年、雑木の繁茂により優良な眺望が妨げられるなど、観光資源としての魅力の低下が懸念されていることから、観光資源としての景観形成への取り組みが必要となってきました。
- ③ 人口減少に伴い、空き家が増加しており、景観を阻害する廃屋、荒地が増加傾向にあり、その対策が課題となっています。
- ④ 啓発活動や河川周辺の美化活動、河川パトロールなどを通し、河川保全への住民意識の向上を図ってきましたが、豊かな自然環境や水資源を次世代に継承していくため、継続的な環境保護活動が求められています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 自然保護活動の推進

自然保護パトロール員等の設置や巡視活動の強化を図るとともに、外来種生物の駆除など、希少動植物を含む在来動植物の生育環境の保全活動に努めます。

幼児期や学童期から身近な自然を知り自然に親しむ活動を通し、西和賀の自然の豊かさや美しさを体験させることにより、自然保護意識の高揚を図ります。

また、住民と行政が一体となり自然保護活動を進めるため、(仮称)環境基本条例の制定を検討します。

主要事業名

- 自然保護パトロール員設置事業

② 地域の特性を活かした景観形成

景観保全のための指針を整備し、地域全体の景観を大切にする住民意識の醸成を図るとともに、住民、行政、企業等が連携し、豊かな森林や水資源、山野草、里山や田園風景など地域の特徴を生かした景観形成を進めます。

主要事業名

- 景観保全指針策定事業

③ 地域連携による河川保全

清掃活動や刈払いなど河川浄化の取組みにより、清流の環境保全活動や意識啓発を進めるとともに、汚水処理水洗化率の向上を図り、和賀川の清流化を推進します。

主要事業名 ○ 広域連携河川パトロール事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
自然保護パトロール員数	13 人	15 人
和賀川河川パトロール実施回数	2 回	2 回
和賀川の [※] BOD 平均値による水質環境基準の達成状況	達成	維持

※ BOD

生物化学的酸素要求量。河川の水質を示す代表的指標で、値が大きいほど水質が汚れていることを示す(調査地点は山室橋)。

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 身近な地域の自然環境に関心を持ちましょう。
- ・ 生態系を脅かす外来生物を持ち込まないように注意しましょう。
- ・ 町内に生息する希少野生動植物に関心を持ちましょう。
- ・ 所有地内の草刈や清掃など、環境美化に努めましょう。
- ・ 景観保全のためにも、空き家等の所有者は所有する物件を適切に管理しましょう。
- ・ 河川の清掃活動に参加しましょう。

〔行政〕

- ・ 希少野生動植物に関する周知を図ります。
- ・ 自然環境の大切さを理解する機会の提供に努めます。
- ・ 景観形成に関する意識啓発に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

2 循環型社会の構築

(1) 現状と課題

- ① 地域懇談会などを通じ、ごみの資源化・減量化へ向けた啓発活動を行ってきましたが、町内から排出されるごみの量はほぼ横ばいで、減量化が思うように進んでいない状況です。
- ② 監視カメラや抑止看板の設置、巡回パトロール等を実施してきましたが、依然として河川や山林、道路等へのごみの不法投棄が散見されることから、その防止対策が重要な課題となっています。
- ③ 美しい景観を保全するため、行政・住民・企業など町全体での「ごみのない町づくり」への取り組みや巡回パトロール体制の整備・充実が求められています。
- ④ 環境・ごみ問題への取り組みは、個々人と地域全体が連携することで、より効果が期待されることから、学校、団体、地域それぞれにおける環境教育の学習機会を確保することにより、住民意識の高揚を図ることが重要となっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① ごみの資源化や減量化の促進

マイバック・マイバスケットの持参運動やリサイクル運動に取り組むほか、生ごみの堆肥化などによりごみの減量化を図るとともに、ごみの資源化・減量化に関する啓発活動により家庭・企業の意識の向上を図り、地域全体での循環型社会の実現に努めます。

ごみ処理については、平成 27 年度からの広域化への円滑な移行を図るとともに、県内市町村の動向を見据えながら、処理費用に係る負担のあり方を検討します。

主要事業名

- 清掃センター整備事業
- ごみ減量化推進事業

② ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄による土壌汚染などの環境破壊を防止するため、町内外への啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携によるパトロール活動や不法投棄防止対策を強化し、美しい景観の保全に努めます。

主要事業名

- 環境美化活動推進事業
- 不法投棄防止対策事業

③ 環境教育の推進

学校や地域単位それぞれにおいて環境教育の実践・充実に努め、子供から高齢者まで広くごみ問題、環境問題への理解と意識の高揚を図ります。

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量	506g	491g
不法投棄パトロールの実施回数	2 回	2 回
広報紙での周知回数	—	2 回
クリーンアップ作戦参加者数	1,387 人	1,400 人
環境学習講座参加者数	—	50 人

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 過剰包装を断る、マイバック・マイバスケットの利用などにより、ごみを出さない生活を心がけましょう。
- ・ 生ごみの堆肥化によりごみの減量化に努めましょう。
- ・ 物を大切にし、無駄な消費をしないようにしましょう。
- ・ 家庭ごみは分別のルールを守って出しましょう。
- ・ ごみのポイ捨てはやめましょう。

〔行政〕

- ・ ごみの減量化及び資源化に関する普及啓発に努めます。
- ・ 家庭ごみの分別方法を分かりやすく周知します。
- ・ 住民の利便性を考慮したごみ収集に努めます。
- ・ 不法投棄防止などの環境美化意識の醸成を図ります。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 19 年度～平成 28 年度）

第 6 期西和賀町分別収集計画（平成 23 年度～平成 27 年度）

3 ローカルエネルギーの導入

(1) 現状と課題

- ① 地域資源である森林の有効活用と森林整備につながる^{※1}森林バイオマスエネルギーの利活用は年々増加傾向にありますが、林家の高齢化や木材価格の低迷により森林整備が思うように進まないため、間伐材や天然林の薪供給の低迷が懸念されています。
- ② 実証試験を行っている雪冷熱エネルギーについては、利活用の方法や費用対効果の検証など、引き続き調査・研究を進めるとともに、新たな活用方策についても検討を進める必要があります。
- ③ 温泉、水資源、太陽光等再生可能エネルギーの有効活用の可能性について調査・研究する必要があります。

※ 1 森林バイオマスエネルギー

バイオマスとは生物資源の量を表す言葉であり、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機性資源をバイオマス資源という。そのうち、間伐材など森林の適正な管理により再生可能なエネルギーを森林バイオマスと呼ぶ。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 森林バイオマスエネルギーの利用の推進

薪ストーブの新たな魅力・有効性を周知するなど利用促進に向けた普及啓発を図るとともに、公共施設等へのチップボイラーの導入を推進します。

また、森林バイオマスエネルギーによる熱供給拠点の整備構想を策定し、間伐材や天然林活用による森林整備の推進を図るとともに、安定的なエネルギー供給を図るための拠点施設整備を検討します。

主要事業名

- 薪ストーブ設置推進事業
- 公共施設チップボイラー導入事業
- 熱供給基地整備推進方針策定事業

② 雪冷熱エネルギーの利活用推進

農業生産分野における雪冷熱エネルギーの活用について実証試験・検証を進めながら、活用に向けた検討を進めるとともに、雪国における生活文化の現状を再検証し、雪冷熱エネルギー導入に向けた調査・研究を進めます。

主要事業名

- 雪冷熱エネルギー活用推進事業

③ 温泉、水力及び太陽光エネルギーの利活用推進

温泉、水力、太陽光等、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用について検討を進め、環境負荷の少ない再生可能エネルギー^{※2}の導入を検討します。

※2 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど、人間が利用する以上の速さで自然界から補充され、枯渇することの無いエネルギーを指す。ただし、再生可能であること以外明確な定義は存在しない。

主要事業名
○ 再生可能エネルギー利活用検討事業

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
町森林組合による薪供給量	291 m ³	600 m ³
町内の各種施設へのチップボイラー設置台数	1 台	4 台
薪ストーブの導入戸数割合	29.5%	50.0%
雪冷熱利用システムの導入件数 [*]	5 件	8 件

※ 雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源とする冷熱を冷蔵、冷房などの用途に利用したシステムの導入件数。現状値は、導入済みであって未活用の事例を除いた件数。

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 薪ストーブの良さや利点を理解し、住宅の新築やリフォームの際には導入を検討しましょう。
- ・ 森林バイオマスエネルギー、雪冷熱エネルギーなどの再生可能エネルギーに対する理解を深めましょう。

〔行政〕

- ・ 薪の安定供給体制を構築するとともに、薪ストーブの魅力を周知し、薪ストーブの普及促進を図ります。
- ・ 再生可能エネルギーに関する研究を深め、情報提供に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

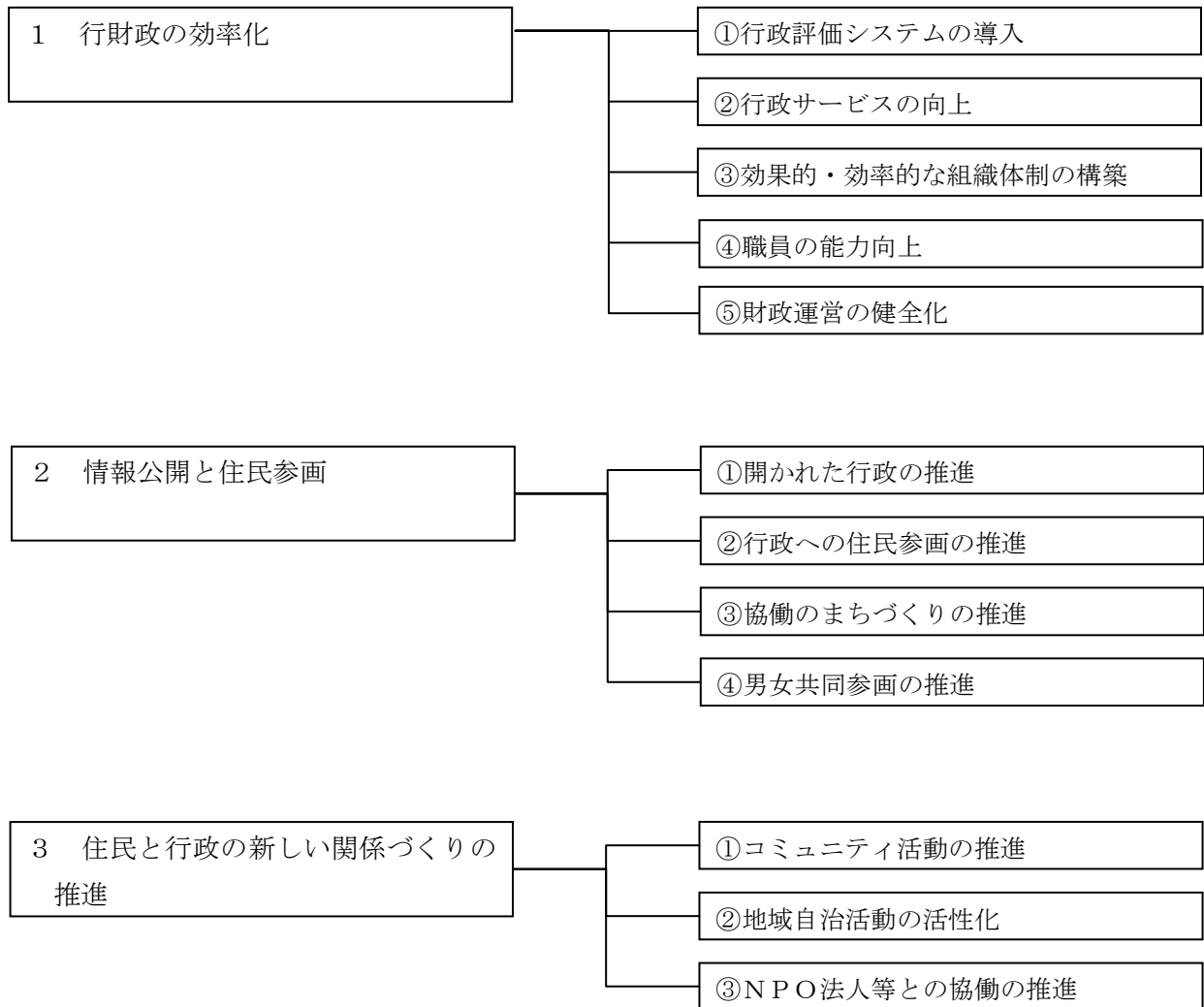
薪利用最適化システム構築計画(平成 22 年度策定)

第3章 計画の推進方策

第3章 計画の推進方策

《基本施策》

《具体的施策》



1 行財政の効率化

(1) 現状と課題

- ① 効果的・効率的な行政運営を行うため、行政活動の目標や達成状況を客観的に評価する行政評価システムの整備が求められています。
- ② 分庁方式により業務内容ごとに庁舎が異なるため、行政情報システムを活用するとともに庁舎間の連絡体制を整備するなどして、行政サービスの均衡と住民の利便性向上に取り組んでいます。
- ③ 平成19年度から、各課等において毎年度行政サービス重点目標を設定し、その達成状況について検証する取り組みを続けていますが、評価結果を次年度の施策に反映させる仕組みを確立することにより、更なる行政サービスの向上を図る必要があります。
- ④ 多様化する行政ニーズに対応し、限られた財源で効率的な行政を運営していくため、職員個々の能力の向上を図るとともに、効果的で効率的な組織体制を構築することが必要です。
- ⑤ 依存財源の割合が高く、地方交付税制度の見直しなど、国の制度改革の影響を受けやすい財政構造であるとともに、町村合併による合併算定替の適用期間が終了することによる地方交付税額の減少に備え、より効率的かつ効果的な財政運営を進める必要があります。

※ 合併算定替

市町村合併に伴う地方交付税の優遇措置。合併から10年間は旧自治体が存在するものとみなして地方交付税の額が算定され、その後5年間で段階的にその額が縮減される。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① 行政評価システムの導入

町総合計画後期基本計画における基本施策ごとの目標指標の設定や、行政活動の目標と達成状況を指標として示すなど、住民に対してわかりやすく成果の見えやすい行政評価システムの導入と行政評価結果の公表に向けた取り組みを進めます。また、評価の客観性や公平性などを確保するため、町民参画による外部評価制度の導入を検討します。

② 行政サービスの向上

湯田、沢内庁舎間の連絡・連携体制の強化や行政情報システムの有効活用により行政サービスの向上を図るとともに、多種・多様化する利用者のニーズを的確に把握し、より便利で親切的なサービスの提供に努めます。

③ 効果的・効率的な組織体制の構築

多様化・複雑化する地域課題に迅速かつ適切に対応するため、行政内部の連携や協力体制の強化、人員配置や担当業務の見直しなども含め、行政改革の視点に立った組織機構体制を確立し、より効果的、効率的な庁内体制の整備を推進します。

④ 職員の能力向上

職員の能力開発に向けた研修の機会を提供するとともに、自発的な資質向上を図る取り組みを支援する体制を整備し、自分自身が描く職員像や町の将来像に向けて取り組む人材を育成します。

⑤ 財政運営の健全化

事業の重点化や事務関係経費の節減により歳出を抑制するとともに、使用料・手数料の適正化などにより歳入の確保を図りながら、効果的、効率的な財務体質への改善を図ります。

また、公共事業の実施に当たっては、適正な規模の地方債残高を見据えながら起債発行の抑制に努め、将来にわたっての健全な財政運営を目指します。

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
人口千人当たりの職員数	18.9 人	18.6 人
実質公債費比率 ^{※ 1}	14.8%	12.4%
経常収支比率 ^{※ 2}	85.3%	85.0%

※1 自治体の収入に対する負債の返済額の割合を示す指数で、数値が小さいほど良い。

※2 財政の硬直度を示す指数で、数値が小さいほど良い。

(4) みんなの役割分担

[住民]

- ・ 広報紙などで公開された情報を確認するなど、町の財政運営に興味を持ちましょう。

[行政]

- ・ 行政評価に取り組み、結果を住民にわかりやすい形で公表します。
- ・ 行政内部の連携を強化する取り組みを進めます。
- ・ 職員が自発的な研修に取り組みやすい環境づくりに努めます。
- ・ 中・長期的な視点に立った計画的な財政運営に取り組みます。

(5) 基本施策に関連する計画

第2次西和賀町行政改革大綱（平成 24 年度～平成 28 年度）

2 情報公開と住民参画

(1) 現状と課題

- ① 住民、行政、企業等の協力、連携と役割分担による協働のまちづくりを推進するため、わかりやすい情報提供と、公聴広報活動の充実が課題となっています。
- ② 地方分権の進展により、限られた資源を的確かつ効率的に活用する自治体運営が求められているとともに、住民ニーズも多様化、高度化しており、町民と行政が互いに情報を共有しながら課題解決に向けた取組みを進める必要性が増しています。
- ③ 平成 23 年度に制定された「西和賀町まちづくり基本条例」により、住民参画と協働のまちづくりに関する基本的な考え方が定められたことにより、この条例の主旨に基づき、町民の積極的な行政への参画を推進するとともに、町民と行政がお互い役割を分担し、連携を取りながら、協働のまちづくりを進める必要があります。
- ④ 住民が性別に関係なく個性と能力を発揮できる地域社会づくり実現のため、男女共同参画機会の充実が課題となっており、町では平成 24 年度に男女共同参画推進プランを策定しました。策定に当たってのアンケート調査の結果からは、男女共同参画が進んでいないと感じている町民が多く、特に家庭や地域における男女共同参画の推進が求められています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

- ① 開かれた行政の推進
行政の公平、公正と透明性を確保するために、広報紙やホームページなどの活用により町民が求める情報をわかりやすく容易に入手できる体制を構築するとともに、日常の広聴広報活動の充実に努めます。
- ② 行政への住民参画の推進
町が行う政策の立案、実施、評価などに町民が主体的に参加して関わられるよう、住民参画に関するルールづくりを進めるとともに、町民が町に対し具体的な政策提案し、まちづくりや行政運営に積極的に関わられる住民提案制度の導入に向けた取組みを進めます。
- ③ 協働のまちづくりの推進
町民、行政、企業等が対等な立場で情報を共有し、それぞれが互いの役割と責任を持ちながら協力と連携体制のもとで協働のまちづくりを目指すため、具体的な行動計画を定める推進計画を策定します。
- ④ 男女共同参画の推進
地域や事業所等に対して男女共同参画プランの周知を図るとともに、プランの実現に向けて町民と各種団体や関係機関による計画推進体制を整え、あらゆる機会を捉えて男女共同参画を推進していきます。

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
町ホームページ1日当たりアクセス件数	640 件	1,000 件
各種委員会等の女性委員の割合	27.0 %	35.0 %

(4) みんなの役割分担

[住民]

- ・ 広報紙などで公開された町の情報に積極的に触れ、理解しましょう。
- ・ 懇談会や座談会といった町の政策などについて説明する場に積極的に参加しましょう。
- ・ 男女共同参画に関する理解を深めましょう。

[行政]

- ・ 町の行財政運営に関する情報をわかりやすく住民に周知します。
- ・ 審議会などの委員の公募や、政策に対する意見募集など住民の参画機会の提供に努めます。
- ・ まちづくり基本条例の周知を図ります。
- ・ 男女共同参画推進プランの普及啓発に努めます。

(5) 基本施策に関連する計画

西和賀町男女共同参画プラン（平成 24 年度～33 年度）

3 住民と行政の新しい関係づくりの推進

(1) 現状と課題

- ① 少子高齢化と人口減少が進む中、防災や助け合い、地域の担い手育成などのためには地域コミュニティの役割が重要になっており、住民自らが地域課題解決に取り組むコミュニティ活動への人的、財政的な支援が求められています。
- ② 行政区をまちづくりの基本単位と位置づけ、その自主的な事業や活動を財政的に支援するとともに、行政区と町との連絡調整・情報共有を図るため地域担当職員を配置していますが、十分に機能しているとは言い難い状況にあります。
- ③ 町内で活動するNPO法人等が増加しており、地域活動の活性化や分野別の課題を担うNPO法人等を育成するとともに、NPO法人等と行政との協働により住民活動を支援し、まちづくりを促進する仕組みづくりが課題となっています。

(2) 具体的施策ごとの取組方向

① コミュニティ活動の推進

住民主体で地域課題の解決に取り組むなど、地域づくりに重要な役割を持つ地域コミュニティ活動を活性化させるため、必要に応じて財政的支援や人的支援を行います。

主要事業名

- 自治活動推進支援事業
- 創意と工夫の地域づくり事業
- まちづくり振興基金造成事業

② 地域自治活動の活性化

地域自治組織である行政区については、各行政区の状況を十分に把握し、自治活動に困難が生じないように支援するとともに、地域担当職員制度を有効に機能させるため、職員の資質の向上と制度の趣旨普及に努めます。

主要事業名

- 自治活動推進支援事業
- 地域担当職員設置事業

③ NPO法人等との協働の推進

新しい公共の担い手として期待されているNPO法人や住民団体の活動を支援するとともに、従来行政が行ってきた事業等について、NPO法人等との協働を進めていきます。

(3) 目標とする指標

指標名	現状値(平成 23 年度)	目標値(平成 29 年度)
創意と工夫の地域づくり事業実施地区数割合	42.0 %	50.0 %
地域担当職員活動実施率 (対地区数)	42.0 %	60.0 %
NPO 法人との協働による地元学実施地区数	20 地区	25 地区
NPO 法人の数	7 法人	10 法人

(4) みんなの役割分担

〔住民〕

- ・ 地域の問題は住民同士で話し合い、解決を図りましょう。
- ・ 地域の集まりには積極的に参加しましょう。
- ・ 地域自治活動に当たっては地区担当職員を有効に活用しましょう。

〔行政〕

- ・ 自主的な地域コミュニティ活動を積極的に支援します。
- ・ 地区担当職員制度を有効に機能させるよう努めます。
- ・ NPO 法人などコミュニティ活動を支援する団体との連携強化を図ります。

(5) 基本施策に関連する計画

特になし

資 料

- 1 西和賀町総合計画審議会
 - (1) 西和賀町基本構想審議会条例
 - (2) 西和賀町基本構想審議会委員名簿
 - (3) 諮問書及び答申書
- 2 西和賀町総合計画・後期計画策定体制
- 3 計画策定の経過
- 4 基本構想及び基本計画策定根拠

○西和賀町基本構想審議会条例

平成17年12月15日
条例第169号

(設置)

第1条 西和賀町の基本構想及び総合的計画の策定に関し調査審議するため、町長の諮問機関として西和賀町基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 総合計画等長期計画に関すること。
- (3) 総合的な重要施策に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める重要施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第28号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

西和賀町基本構想審議会委員名簿

	選出団体役職等	氏名	備考
1	西和賀町PTA連合会会長	池田 有樹	
2	西和賀町校長会会長	小笠原 京子 (前任 大森正志)	
3	西和賀商工会女性部部长	高鷹 峰子	
4	西和賀商工会会長	高橋 繁廣 (前任 佐藤一久)	
5	西和賀町社会福祉協議会事務局長	高橋 純一	副会長
6	西和賀町婦人団体連絡協議会会長	高橋 千賀子	
7	西和賀商工会青年部部长	高橋 宏明	
8	花巻農業協同組合西和賀地域青年部委員長	高橋 裕之	
9	花巻農業協同組合女性部西和賀地域支部副支部長	高橋 夕美子	
10	西和賀町森林組合代表理事組合長	照井 洸	会長
11	西和賀町民生児童委員協議会副会長	照井 満	
12	西和賀町老人クラブ連合会会長	小田島 三夫 (前任 内記正志)	
13	西和賀町観光協会会長	早川 久衛	
14	西和賀町議会	湯澤 正	
15	西和賀町企業連絡協議会監事	吉田 健司	
16	花巻農協同組合西和賀地域担当理事	吉田 正志	

平成 25 年 3 月

諮問書

西政第 2011120701 号
平成 23 年 12 月 7 日

西和賀町基本構想審議会会長 様

西和賀町長 細井 洋行

西和賀町総合後期基本計画の策定について（諮問）

西和賀町では、平成 19 年度に策定した西和賀町総合計画前期基本計画の計画期間が平成 24 年度をもって終了するに当たり、平成 25 年度から 5 年間を期間とする後期基本計画を策定します。ついで、この計画の内容について、西和賀町基本構想審議会条例（平成 17 年西和賀町条例第 169 号）第 1 条の規定により審議会の意見を求めます。

答申書

平成 25 年 2 月 21 日

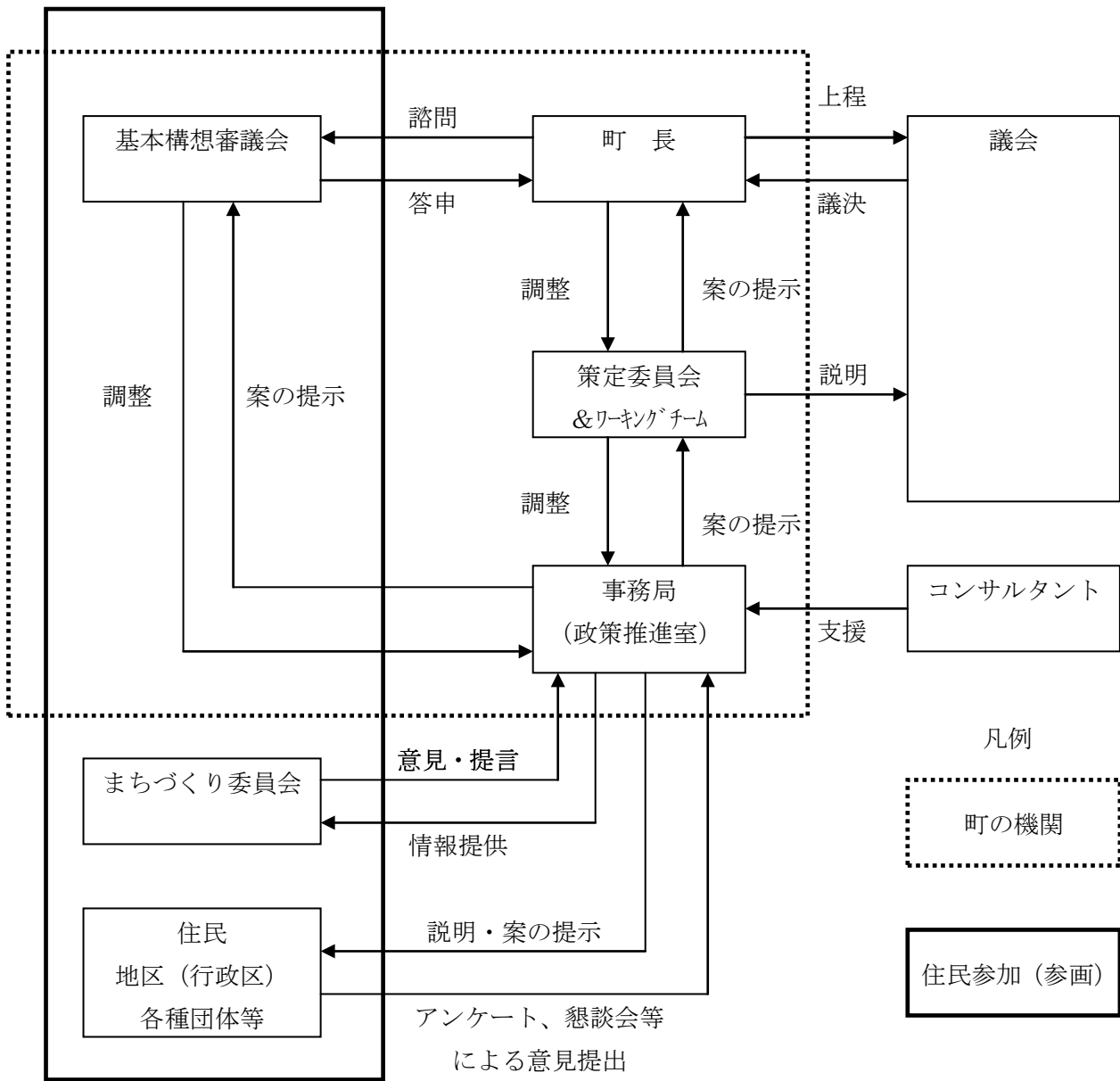
西和賀町長 細井洋行 様

西和賀町基本構想審議会
会長 照 井 洸

西和賀町総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 12 月 7 日付け西政第 2011120701 号をもって諮問のあったこのことについて、慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

西和賀町総合計画・後期基本計画策定体制



計画策定の経過

月 日	庁内・議会等	基本構想審議会	まちづくり委員会
平成 23 年度			
12 月 7 日		第 1 回基本構想審議会(諮問)	
1 月 30 日～2 月 28 日	住民懇談会 (16 会場、参加者 294 人)		
2 月 3 日～29 日	まちづくりアンケート(1,800 人抽出、回収率 54.9%)		
3 月 22 日		第 2 回基本構想審議会	
平成 24 年度			
5 月 31 日			第 1 回まちづくり委員会
6 月 20 日		第 3 回基本構想審議会	
6 月 27 日			第 2 回まちづくり委員会
7 月 17 日	第 1 回策定委員会		
7 月 26 日		第 4 回基本構想審議会	
8 月 3 日			第 3 回まちづくり委員会
8 月 6 日	第 2 回策定委員会		
9 月 20 日			第 4 回まちづくり委員会
10 月 22 日	第 3 回策定委員会		
10 月 25 日		第 5 回基本構想審議会	
10 月 30 日			第 5 回まちづくり委員会
11 月 2 日		第 6 回基本構想審議会	
11 月 26 日	第 4 回策定委員会		
12 月 5 日		第 7 回基本構想審議会	
1 月 21 日	第 5 回策定委員会		
1 月 23 日	議会政策研究会 (素案説明)		
1 月 28 日		第 8 回基本構想審議会	
1 月 30 日			第 6 回まちづくり委員会
1 月 31 日～2 月 15 日	住民懇談会 (6 会場、参加者 89 人)		
2 月 4 日～18 日	パブリックコメント (意見無し)		
2 月 7 日	議会政策研究会 (素案説明)		
2 月 21 日		第 9 回基本構想審議会(答申)	
2 月 25 日	第 6 回策定委員会		
2 月 25 日			第 7 回まちづくり委員会 (提言書を町長に提出)
3 月 6 日	後期基本計画議決		

基本構想及び基本計画策定根拠

○西和賀町まちづくり基本条例（平成 23 年 9 月 14 日条例第 8 号）（抜粋）

第 11 章 行財政運営

（総合計画）

第 20 条 町の執行機関は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下この条において「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

- 2 総合計画は、議会の議決を経て定めるものとします。
- 3 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、原案を公表するとともに、町民の意見を聴くものとします。
- 4 町の執行機関は、総合計画の進行管理を適切に行い、必要に応じて見直しを行うものとします。
- 5 町の執行機関の政策の立案、実施等は、総合計画に基づいて行わなければなりません。

○西和賀町議会基本条例（平成 22 年 12 月 21 日条例第 23 号）（抜粋）

（議会の議決に付すべき計画）

第 8 条 町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定する基本構想及びこれを実現するための基本計画を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の議決事項とする。

- 2 （略）